

島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書

目 次

〔 1 〕 仕様書関係

- 1 - 1 設計業務共通仕様書
- 1 - 2 測量業務共通仕様書
- 1 - 3 地質・土質調査業務共通仕様書
- 1 - 4 用地調査等業務共通仕様書
- 1 - 5 工損調査業務共通仕様書
- 1 - 6 設計・測量・調査等業務委託共通仕様書（別添）

〔 2 〕 島根県公共測量作業規定

〔 3 〕 測量作業等における保安施設設置基準

〔 4 〕 提出書類及び書類様式

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第1124条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1125条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
- (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収

集・単純な集計とする。

- 3．受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4．随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。
- 5．受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第1128条 成果品の使用等

- 1．受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
- 2．受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1129条 守秘義務

- 1．受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2．受注者は、成果品の発表に際しての守秘義務については、第1128条第1項の承諾を受けた場合はこの限りではない。

第1130条 安全等の確保

- 1．受注者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2．受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官 通達平成13年3月29日)を参考にして常に設計業務等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
- 3．受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
- 4．受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 5．受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛

30. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
31. 「協力者」とは、受注者が測量作業の遂行にあたって、再委託に付する者をいう。
32. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
33. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

第103条 業務の着手

1. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に測量作業に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が測量作業の実施のため監督職員との打合せ、又は現地踏査を開始することをいう。

第104条 測量の基準

測量の基準は島根県公共測量作業規程（以下「規程」という。）によるほかは監督職員の指示によるものとする。

第105条 作業の実施

測量作業は、「規程」により実施するものとする。

第106条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があり監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第107条 監督職員

1. 発注者は、測量作業における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第108条 主任技術者

1. 受注者は、測量作業における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 主任技術者は、契約図書等に基づき、測量作業に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。

- 3．主任技術者は、測量法に基づく測量士の有資格者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
- 4．主任技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が主任技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、主任技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は主任技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
- 5．主任技術者は、監督職員が指示する関連のある測量作業等の受注者と十分に協議の上相互に協力し、業務を実施しなければならない。
- 6．受注者又は主任技術者は、屋外における測量作業に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、測量作業が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第108条の2 担当技術者

- 1．受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（主任技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
- 2．担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
- 3．測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。

第109条 提出書類

- 1．受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- 2．受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3．受注者は、契約時、変更時及び完了時において、委託料が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、受注者が公益法人の場合はこの限りではない。

第53条	建物等の配置等	1-4-19
第54条	法令適合性の調査	1-4-19
第55条	木造建物	1-4-20
第56条	木造特殊建物	1-4-20
第57条	非木造建物	1-4-20
第58条	機械設備	1-4-20
第59条	生産設備	1-4-20
第60条	附帯工作物	1-4-20
第61条	庭園	1-4-21
第62条	墳墓	1-4-21
第63条	立竹木	1-4-21
第2節 調査書等の作成		
第64条	建物等の配置図の作成	1-4-23
第65条	法令に基づく施設改善	1-4-23
第66条	木造建物	1-4-24
第67条	木造特殊建物	1-4-24
第68条	非木造建物	1-4-24
第69条	機械設備	1-4-24
第70条	生産設備	1-4-24
第71条	附帯工作物	1-4-25
第72条	庭園	1-4-25
第73条	墳墓	1-4-25
第74条	立竹木	1-4-25
第3節 算定		
第75条	移転先の検討	1-4-25
第76条	法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の 算定	1-4-26
第77条	木造建物	1-4-26
第78条	木造特殊建物	1-4-26
第79条	非木造建物	1-4-26
第80条	照応建物の詳細設計	1-4-26
第81条	機械設備	1-4-26
第82条	生産設備	1-4-26
第83条	附帯工作物	1-4-27
第84条	庭園	1-4-27
第85条	墳墓	1-4-27

第86条 立竹木	1-4-27
第7章 営業その他の調査	
第1節 調査	
第87条 営業その他の調査	1-4-27
第88条 営業に関する調査	1-4-27
第89条 居住者等に関する調査	1-4-28
第90条 動産に関する調査	1-4-28
第2節 調査書の作成	
第91条 調査書の作成	1-4-29
第3節 算定	
第92条 補償額の算定	1-4-29
第8章 消費税等調査	
第93条 消費税に関する調査等	1-4-29
第94条 調査	1-4-29
第95条 補償の要否の判定等	1-4-30
第9章 予備調査	
第1節 調査	
第96条 予備調査	1-4-30
第97条 企業内容等の調査	1-4-30
第98条 敷地使用実態の調査	1-4-31
第99条 建物調査	1-4-31
第100条 機械設備等調査	1-4-31
第2節 調査書等の作成	
第101条 企業概要書	1-4-32
第102条 配置図	1-4-32
第103条 建物、機械設備等の図面作成	1-4-32
第104条 移転計画案の作成	1-4-32
第3節 算定	
第105条 補償概算額の算定	1-4-33
第10章 移転工法案の検討	
第1節 調査	
第106条 移転工法案の検討	1-4-33
第107条 企業内容等の調査	1-4-33
第108条 敷地使用実態の調査	1-4-33
第2節 調査書等の作成	
第109条 企業概要書	1-4-34

第110条	移転工法案の作成	1-4-34
第111条	補償額の比較	1-4-34
第11章	再算定業務	
第112条	再算定業務	1-4-35
第113条	再算定の方法	1-4-35
第12章	補償説明	
第114条	補償説明	1-4-35
第115条	概況ヒアリング	1-4-35
第116条	現地踏査等	1-4-35
第117条	説明資料の作成	1-4-35
第118条	権利者に対する説明	1-4-36
第119条	記録簿の作成	1-4-36
第120条	説明後の措置	1-4-36
第13章	事業認定申請図書等の作成	
第121条	事業認定申請図書等の作成	1-4-36
第122条	事業認定申請図の作成	1-4-36
第123条	事業計画の説明	1-4-36
第124条	現地踏査	1-4-37
第125条	起業地の範囲の検討	1-4-37
第126条	事業認定申請図書の作成方法	1-4-37
第127条	事前相談用資料の作成方法	1-4-37
第128条	事前相談用資料の提出	1-4-37
第129条	本申請図書の作成	1-4-37
第130条	裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出	1-4-37
第131条	裁決申請図書の作成	1-4-37
第132条	現地踏査	1-4-37
第133条	裁決申請図書の作成方法	1-4-37
第134条	明渡申立図書の作成	1-4-37
第135条	現地踏査	1-4-38
第136条	明渡申立図書の作成方法	1-4-38
第14章	写真台帳の作成	
第137条	写真台帳の作成	1-4-38
第15章	土地調書及び物件調書の作成等	
第138条	土地調書等の作成	1-4-38
第16章	検証	
第139条	検証	1-4-39

第17章 その他

第140条 書類提出等	1-4-39
-------------------	--------

第18章 農業農村整備

第1節 総則

第141条 趣旨等	1-4-40
第142条 用語の定義	1-4-40
第143条 基本的処理方針	1-4-40
第144条 用地調査等の区分	1-4-40
第145条 業務従事者	1-4-40

第2節 用地調査等の基本的処理方法

第146条 用地調査等の基本的処理方法	1-4-41
---------------------------	--------

第3節 権利調査

1. 調査

第147条 調査	1-4-41
----------------	--------

2. 調査書等の作成

第148条 調査書等の作成	1-4-41
---------------------	--------

3. 登記資料収集整理等

第149条 登記資料収集整理	1-4-41
----------------------	--------

第150条 地積測量図等の作成	1-4-41
-----------------------	--------

第151条 協議	1-4-41
----------------	--------

第152条 責務	1-4-41
----------------	--------

第4節 用地測量

第153条 用地測量	1-4-41
------------------	--------

第5節 土地評価

第154条 土地評価	1-4-41
------------------	--------

第6節 建物等の調査

1. 調査

第155条 建物等の調査	1-4-42
--------------------	--------

2. 調査書等の作成

第156条 調査書等の作成	1-4-42
---------------------	--------

3. 算定

第157条 算定	1-4-42
----------------	--------

第7節 営業その他の調査

第158条 営業その他の調査	1-4-42
----------------------	--------

第8節 消費税等調査

第159条 消費税等調査	1-4-42
--------------------	--------

第9節 予備調査

1. 調査

第160条 調査 1-4-42

2. 調査書等の作成

第161条 調査書等の作成 1-4-42

3. 算定

第162条 補償概算額の算定 1-4-42

第10節 移転工法案の検討

1. 調査

第163条 調査 1-4-42

2. 調査書等の作成

第164条 調査書等の作成 1-4-43

第11節 再算定業務

第165条 再算定業務 1-4-43

第12節 補償説明

第166条 補償説明 1-4-43

第13節 事業認定申請図面等の作成

第167条 事業認定申請図書等の作成 1-4-43

第14節 環境調査

第168条 環境調査 1-4-43

第169条 調査の方法 1-4-43

第15節 保安林解除等申請図書の作成

第170条 保安林解除等申請図書の作成 1-4-43

第171条 事業計画の説明 1-4-44

第172条 現地踏査 1-4-44

第173条 保安林解除等申請図書の作成方法 1-4-44

第16節 写真台帳の作成

第174条 写真台帳の作成 1-4-44

第17節 土地調書及び物件調書の作成等

第175条 土地調書等の作成 1-4-44

第18節 検 証

第176条 検 証 1-4-44

第19節 その他

第177条 書類提出等 1-4-44

(1-4-45～1-4-48欠番)

1.様式	1-4-49
2.別記1 木造建物〔 〕調査積算要領	1-4-109
3.別記2 非木造建物〔 〕調査積算要領	1-4-147
4.別記3 提出書類一覧表.....	1-4-221
5.別記4 成果品一覧表	1-4-223
6.別記5 登記囑託に必要な図面の作成上の注意事項	1-4-233
7.別記6 事業認定申請図書等作成業務実施要領	1-4-265
8.別記7 環境調査要領	1-4-273
9.別記8 保安林解除申請図書等作成要領	1-4-277
10.地積測量図作成業務特記仕様書	1-4-293
11.調査測量に関する立会謝金等支給特記仕様書	1-4-295
12.用地調査等業務特記仕様書	1-4-301
13.別記9 機械設備調査算定要領.....	1-4-305

	<p>A 観賞樹 住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、喬木（針葉樹、広葉樹）株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木及びほていちく等の観賞用竹をいう。</p> <p>B 効用樹 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C 風致木 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D その他 敷地内に植込まれた芝、地被類、草花等をいう。</p>
用材林立木	ひのき、すぎ等の立木で用材とすることを目的としているもの又は用材の効用を有していると認められるものをいう。
薪炭林立木	なら、くぬぎ等の立木で薪、炭等とすることを目的としているもの又はこれらの効用を有していると認められるものをいう。
収穫樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。
竹林	孟宗竹、ま竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。
苗木(植林畑)	営業用樹木で育苗管理している植木畑の苗木をいう。
その他の立木	上記の区分に属する立木以外の立木をいう。

(業務従事者)

第5条 受注者は、主任技術者の管理の下に、用地調査等に従事する者（補助者を除く。）として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

第2章 用地調査等の基本的処理方法

第1節 用地調査等の実施手続

(施行上の義務及び心得)

第6条 受注者は、用地調査等の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 一 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- 二 用地調査等で知り得た権利者側の事情及び成果品の内容は、他に漏らしてはならない。
- 三 用地調査等は補償の基礎となる権利者の財産等に関するものであることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、実施に当たっては、権利者に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。
- 四 権利者から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督職員に報

告し、指示を受けなければならない。

(現地踏査)

第7条 受注者は、用地調査等の着手に先立ち、調査区域の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概況を把握するものとする。

(作業計画の策定)

第8条 受注者は、用地調査等を着手するに当たっては、この仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に作業計画を策定するものとする。

2 受注者は、前項の作業計画が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

(監督職員の指示等)

第9条 受注者は、用地調査等の実施に先立ち、主任技術者を立ち会わせてうえ監督職員から業務の実施について必要な指示を受けるものとする。

2 受注者は、用地調査等の実施にあたりこの仕様書、特記仕様書又は監督職員の指示について疑義が生じたときは、監督職員と協議するものとする。

(支給材料等)

第10条 受注者は、用地調査等を実施するに当たり必要な図面その他の資料を支給材料として使用する場合には、発注者から貸与又は交付を受けるものとする。

2 登記事項証明書等の交付等を受ける必要があるときは、別途監督職員と協議するものとする。

3 支給材料の引渡しは、支給材料引渡通知書(様式第1号)により行うものとする。

4 受注者は、前項の支給材料を受領したときは、支給材料受領書(様式第2号)を監督職員に提出するものとする。

5 受注者は、用地調査等が完了したときは、完了の日から3日以内に支給材料を返納するとともに支給材料精算書(様式第3号)及び支給材料返納書(様式第4号)を監督職員に提出するものとする。

(立入り及び立会い)

第11条 受注者は、用地調査等のために権利者が占有する土地、建物等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地、建物等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、前項に規定する同意が得られたものにあつては立入りの日及び時間を、あらかじめ、監督職員に報告するものとし、同意が得られないものにあつてはその理由を付して、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

3 受注者は、用地調査等を行うため土地、建物等の立入り調査を行う場合には、権利者の立会いを得なければならない。ただし、立会いを得ることができないときは、あらかじめ、権利者の了解を得ることをもって足りるものとする。

(障害物の伐除)

第12条 受注者は、用地調査等を行うため障害物を伐除しなければ調査が困難と認められるときは、監

(標準地の選定及び標準地調査書の作成)

第49条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 標準地調査書は、前条第二号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記のうえ作成するものとする。

(標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成)

第50条 標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に第47条に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2 取得等する土地の評価は、前項で決定した標準地の価格を基に行うものとし、標準地との個別的要因の格差を明記した評価調査書を作成するものとする。

3 前2項の評価額は、監督職員が指示する図面に記載するものとする。

(残地等に関する損失の補償額の算定)

第51条 残地又は残借地に関する損失の補償額は、基準第53条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地(又は残借地)補償額算定調査書を作成するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

(建物等の調査)

第52条 建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することをいう。

(建物等の配置等)

第53条 次条以降の建物等の調査に当たっては、あらかじめ当該権利者が所有し、又は使用する一画の敷地ごとに、次の各号に掲げる建物等の配置に関する調査を行うものとする。

- 一 建物、工作物及び立竹木の位置
- 二 敷地と土地の取得等の予定線の位置
- 三 敷地と接続する道路の幅員、敷地の方位等
- 四 その他配置図作成に必要となる事項

2 建物等の全部又は一部が残地に存する場合には、監督職員から調査の実施範囲について指示を受けるものとする。

(法令適合性の調査)

第54条 建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき基準第28条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要な法令に係る適合状況を調査するものとする。
この場合において、調査対象法令については監督職員と協議するものとする。

- 一 調査時
- 二 建設時又は大規模な増改築時

(木造建物)

第55条 木造建物〔 〕の調査は、別記1木造建物〔 〕調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)により行うものとする。

- 2 木造建物〔 〕及び木造建物〔 〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。
- 3 前2項の実施に当たっては、運用方針別表第2(第15関係)各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無の調査が必要と認められる場合は、監督職員と協議のうえ実施するものとする。

(木造特殊建物)

第56条 木造特殊建物の調査は、前条第2項及び第3項を準用するものとする。

(非木造建物)

第57条 非木造建物〔 〕の調査は、別記2非木造建物〔 〕調査積算要領(以下「非木造建物要領」という。)により行うものとする。

- 2 非木造建物〔 〕の調査は、非木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。

(機械設備)

第58条 機械設備の調査は、別記9機械設備調査算定要領(以下「機械設備要領」という。)により行うものとする。

(生産設備)

第59条 生産設備の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 生産設備の配置状況。調査に当たり必要があると認められるときは、平板測量等を行う。
- 二 種類(使用目的)
- 三 規模(形状、寸法)、材質及び数量
- 四 園芸用フレーム、牛、豚、鶏その他の家畜の飼育施設又は煙突、給水塔、貯水池、用水堰、浄水池等にあつては、当該設備の構造の詳細、収容能力、処理能力等
- 五 ゴルフ練習場、駐車場、テニスコート等にあつては、打席数又は収容台数等
- 六 当該設備の取得年月日及び耐用年数
- 七 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 八 当該設備の概要が把握できる写真の撮影

(附帯工作物)

第60条 附帯工作物の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 附帯工作物の配置状況
- 二 附帯工作物の種類、規模、形状、寸法、数量等

- 三 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 四 主たる附帯工作物の概要が把握できる写真の撮影

(庭園)

第61条 庭園の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 庭石、灯籠、築山、池等の形状、構造、数量等
- 三 庭園区域内にある立竹木の種類、形状、寸法、数量等
- 四 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 五 庭園の概要が把握できる写真の撮影

(墳墓)

第62条 墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- 一 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- 二 墓地使用者ごとの墓石の形状、寸法、構造及び種類
- 三 墓地使用者ごとの墓誌等の形状、寸法及び種類
- 四 墓地使用者ごとのカロートの形状、寸法及び種類（石造又はコンクリート造）。不可視部分については、墓地使用者又は墓地管理者からその状況を聴取する。
- 五 墓地使用者ごとのその他の石積、囲障、立竹木等の種類、形状、寸法及び数量
- 六 その他補償額の算定に必要と認められる事項
- 七 墓地及び墳墓の概要が把握できる写真の撮影

(立竹木)

第63条 立竹木の調査は、第4条表3の区分ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査
 - (1) 権利者の画地ごとに立木の位置を調査する。当該画地の一部を取得等するときは、取得等する部分と残地の部分とに区分し、立木の位置を図面に表示するとともに番号（寄植及び連植であつて同樹種、同寸法の場合は、同番号とする。）を付す。
 - (2) 立木については、樹種名、幹周、胸高直径、葉張、樹高、管理の程度（表4の判断基準による区分）等を調査する。

表4 管理程度の判断基準

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い

年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普通

(3) 観賞用竹（ほていちく、きんめいちく、なりひらたけ、かんちく等）については、5本程度を1株として、その位置を(1)の図面に表示するとともに番号を付す。

(4) 芝、地被類、草花等については、植込みの面積を調査する。

二 用材林立木の調査

(1) 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令(又は植林年次)、人工林・天然生林の別、管理の程度等を調査する。

(2) 監督職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。

権利者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況、植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を調査し、区分する。

で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び樹令（又は植林年次）を調査する。なお、で定めた区域が5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行う。

三 雑木の調査

前号用材林立木の調査に準じて行う。

四 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、樹齡（又は植付年次）、管理の程度等を調査する。

樹園地に囲障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第60条の例により調査する。

五 竹林の調査

(1) 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

(2) (1)で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径(筍を目的とするものを除く。)並びに筍の収穫を目的とするものについては、その管理の状況等を調査する。

六 その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

七 権利者の画地ごとの代表的な立竹木（標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの）の写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(建物等の配置図の作成)

第64条 建物等の配置図は、前節の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

一 建物等の所有者(同族法人及び親子を含む。)を単位として作成する。

二 縮尺は、原則として、次の区分による。

(1) 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木

100分の1又は200分の1

(2) 庭園、墳墓、庭木等

50分の1又は100分の1

三 用紙は、日本工業規格A3判を用いる。ただし、建物の敷地が広大であるため記載することが困難である場合には、A2判によることができる(以下この節において同じ。)

四 敷地境界線及び方位を明確に記入する。方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし図面右上部に記入する。

五 土地の取得等の予定線を赤色の実線で記入する。

六 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し、建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

七 図面中に次の事項を記入する。

(1) 敷地面積

(2) 用途地域

(3) 建ぺい率

(4) 容積率

(5) 建築年月

(6) 構造概要

(7) 建築面積(一階の床面積をいう。以下同じ。)

(8) 建物延べ床面積

(法令に基づく施設改善)

第65条 第54条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 当該建物又は工作物が建設時又は大規模な増改築時においては法令に適合していたが、調査時には法令に適合していない(このような状態にある建物又は工作物を、以下「既存不適格物件」という。)と認められる場合には、次の各号に掲げる事項を調査書に記載するものとする。

一 法令名及び条項

二 改善内容

(木造建物)

第66条 木造建物の図面及び調査書は、第55条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 木造建物〔 〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。
- 3 木造建物〔 〕及び木造建物〔 〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。

- 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
- 二 床伏図（縮尺100分の1）
- 三 軸組図（縮尺100分の1）
- 四 小屋伏図（縮尺100分の1）

（木造特殊建物）

第67条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第56条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。
 - 一 基礎伏図（縮尺100分の1）
 - 二 床伏図（縮尺100分の1）
 - 三 軸組図（縮尺100分の1）
 - 四 小屋伏図（縮尺100分の1）
 - 五 断面図（矩計図）（縮尺50分の1）
 - 六 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。）
- 3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。
 - 一 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。
 - 二 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。

（非木造建物）

第68条 非木造建物〔 〕の図面及び調査書は、第57条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

- 2 非木造建物〔 〕の図面及び調査書は、第57条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

（機械設備）

第69条 機械設備の図面及び調査書は、第58条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

（生産設備）

第70条 生産設備の図面及び調査書は、第59条の調査結果を基に作成するものとする。

- 2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。
- 3 調査書は、前条に準じ作成するものとする。

（附帯工作物）

第71条 附帯工作物の調査書は、第60条の調査結果を基に工作物調査表（様式第12号）を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(庭園)

第72条 庭園の調査書は、第61条の調査結果を基に工作物調査表(様式第12号)及び立竹木調査表(様式第14号)を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

(墳墓)

第73条 墳墓の図面及び調査書は、第62条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、次の各号により作成するものとする。

- 一 墓地使用者ごとの画地及び通路等の区分を明確にする。
- 二 墓地使用者の画地ごとに番号を付す。
- 三 土地の取得等の予定線を記入する。

3 調査書は、墳墓調査表(様式第13号)、工作物調査表(様式第12号)及び立竹木調査表(様式第14号)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

(立竹木)

第74条 立竹木の図面及び調査書は、第63条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第63条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

- 一 標準地の位置、面積
- 二 標準地を基準として樹木数量等を決定した範囲、面積

3 調査書は、立竹木調査表(様式第14号)を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。

第3節 算 定

(移転先の検討)

第75条 建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合(第10章移転工法案の検討に該当するものを除く。)には、残地が建物等の移転先地として取扱第2(運用方針第15関係)第1項から第4項までの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 前項の検討にあたり残地に従前の建物に照応する建物を再現するための当該照応建物(以下「照応建物」という。)の推定建築費は、概算額によるものとし、平面図及び立面図はこのための必要最小限度のものを作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、この限りでない。

3 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

4 前3項の検討にあたり、移転を必要とする残地内の建物等については、第64条で定める図面に対象

となるものを明示するものとする。

(法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定)

第76条 既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第65条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、取扱第2(運用方針第15関係)第6項の定めるところにより行うものとする。

(木造建物)

第77条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第66条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔 〕については木造建物要領により、木造建物〔 〕及び木造建物〔 〕については木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(木造特殊建物)

第78条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第67条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 木造特殊建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(非木造建物)

第79条 非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第68条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔 〕については非木造建物要領により、非木造建物〔 〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 非木造建物の移転料の算定は、監督職員から指示された移転工法により行うものとする。

(照応建物の詳細設計)

第80条 第75条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第15号の1、第15号の2)
- 二 面積比較表(様式第15号の4)

(機械設備)

第81条 機械設備の補償額の算定は、第69条で作成した資料を基に機械設備要領により作成するものとする。

(生産設備)

第82条 生産設備の補償額の算定は、第70条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 生産設備の補償額の算定に専門的な知識が必要であり、かつ、メーカー等でなければ算定が困難と認められるものについては、前条に準じて処理するものとする。

(附帯工作物)

第83条 附帯工作物の補償額の算定は、第71条で作成した資料を基に当該附帯工作物の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

(庭園)

第84条 庭園の補償額の算定は、第72条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

(墳墓)

第85条 墳墓の補償額の算定は、第73条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

(立竹木)

第86条 立竹木の補償額の算定は、第74条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

(営業その他の調査)

第87条 営業その他の調査とは、営業、居住者等及び動産に関する調査をいう。

(営業に関する調査)

第88条 法人が営業主体である場合の営業に関する調査は、補償額の算定に必要となる次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 営業主体に関するもの

- (1) 法人の名称、所在地、代表者の氏名及び設立年月日
- (2) 移転等の対象となる事業所等の名称、所在地、責任者の氏名及び開設年月日
- (3) 資本金の額
- (4) 法人の組織(支店等及び子会社)
- (5) 移転等の対象となる事業所等の従業員数及び平均賃金
- (6) 移転等の対象となる事業所等の敷地及び建物の所有関係

二 業務内容に関するもの

- (1) 業種
- (2) 移転等の対象となる事業所等の製造、加工又は販売等の主な品目
- (3) 原材料、製品又は商品の主な仕入先及び販売先(得意先)
- (4) 品目等別の売上構成
- (5) 必要に応じ、確定申告書とともに税務署に提出した事業概況説明書写を収集する。

三 収益及び経費に関するもの

営業調査表（様式第16号の1から第16号の4）の各項目を記載するために必要とする次の書面又は簿冊の写を収集する。

- (1) 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。税務署受付印のあるものとする。
- (2) 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写
- (3) 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。
- (4) 直近1年の事業年度の次の帳簿写。特に必要と認める場合は直近3か年とする。

正規の簿記の場合

売上帳、仕入帳、仕訳帳、得意先元帳、現金出納帳、預金出納帳

簡易簿記の場合

現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳

四 その他補償額の算定に必要なもの

- 2 個人が営業主体である場合の営業に関する調査は、前項に準じて行うものとする。
- 3 仮営業所に関する調査を指示されたときは、次の各号による調査を行うものとし、調査の結果、仮営業所として適当なものが存しないと認めるときは、その旨を監督職員に報告するものとする。
 - 一 仮営業所設置場所の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 二 仮営業所用建物の存在状況並びに賃料及び一時金の水準
 - 三 仮設組立建物等の資材のリースに関する資料

（居住者等に関する調査）

第89条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 氏名、住所（建物番号、室番号）
 - 二 居住者の家族構成（氏名、生年月日）
 - 三 住居の占有面積及び使用の状況
 - 四 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間
- 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。

（動産に関する調査）

第90条 動産に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 所有者の氏名等及び住所等（建物番号、室番号）
- 二 動産の所在地
- 三 住居又は店舗等の占有面積及び収容状況。ピアノ、美術品、金庫等で特別な取扱いを必要とするものについては、個別に調査する。
- 四 一般動産については、品目、形状、寸法、容量、重量
- 五 その他必要と認める事項

第2節 調査書の作成

(調査書の作成)

第91条 前3条の調査に係る調査書は、次に掲げる調査表に所定の事項を記載することにより作成するものとする。

- 一 営業調査表(様式第16号の1から第16号の4)
- 二 居住者調査表(様式第17号の1、第17号の2)
- 三 動産調査表(様式第18号)

第3節 算 定

(補償額の算定)

第92条 営業に関する補償額の算定は、監督職員から営業補償の方法につき指示を受けるほか、建物及び工作物の移転料の算定業務が当該請負契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。

- 2 前項の場合において、仮営業所設置費用を算定するときは、仮営業所の設置方法について監督職員の指示を受けるものとする。
- 3 動産移転料の算定は、前条で作成した調査書を基に行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積書を徴するものとする。

第8章 消費税等調査

(消費税等に関する調査等)

第93条 消費税等に関する調査等とは、土地等の権利者等の補償額の算定に当たり消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額の補償額への加算の要否又は消費税等相当額の補償の要否の調査及び判定等を行うことをいう。ただし、権利者が国の機関、地方公共団体、消費税法別表第三に掲げる法人又は消費税法第2条第7号に定める人格のない社団等であるときは、適用しないものとする。

(調査)

第94条 土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

- 一 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」
- 二 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」

三 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」

四 消費税簡易課税制度選択届出書

五 消費税簡易課税制度不適用届出書

六 消費税課税事業者選択届出書

七 消費税課税事業者選択不適用届出書

八 消費税課税事業者届出書

九 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

十 法人設立届出書

十一 個人事業の開廃業等届出書

十二 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

十三 その他の資料

2 受注者は、前項に掲げる資料が存しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

（補償の要否の判定等）

第95条 消費税等に関する調査書は、第94条の調査結果を基に作成するものとする。

2 調査書は、消費税等相当額補償の要否判定フロー（「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失の補償等に関する消費税及び地方消費税の取扱いについて」（平成9年4月1日建設経済局調整課長通知））により、補償の要否を判定（課税売上割合の算定を含む。）するものとし、消費税等調査表（様式第19号）を用いて、作成するものとする。この場合において、消費税等調査表によることが不適當又は困難と認めたときは、当該調査表に代えて判定理由等を記載した調査表を作成するものとする。

第9章 予備調査

第1節 調査

（予備調査）

第96条 予備調査とは、工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習所等で大規模なもの（以下「工場等」という。）の敷地が取得等の対象となる場合で、従前の機能を残地において回復させることの検討が必要であると認められるもの等について、建物等の調査に先立ち当該工場等の企業内容、使用実態、土地の取得等に伴う建物等の影響の範囲及び想定される概略の移転計画（レイアウト）案の作成に必要な事項の調査を行うことをいう。

（企業内容等の調査）

第97条 予備調査に係る工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の主な品目
- 三 所有者又は占有者の組織

四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場等との関係

五 財務状況

六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）

七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）

八 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

（敷地使用実態の調査）

第98条 予備調査に係る工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状

二 用途地域等の公法上の規制

三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）

四 敷地内の使用状況等

(1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち特に必要と認めるものの位置、形状、寸法、容量等

(2) 駐車場の位置及び収容可能台数

(3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量

(4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積

五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係

六 その他移転計画案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

（建物調査）

第99条 予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第55条から第57条に準ずる方法により行うものとする。この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、監督職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるように行うものとする。

（機械設備等調査）

第100条 予備調査に係る機械設備、生産設備及び附帯工作物の調査は、前条に準じて行うものとする。

2 写真の撮影は、主たる機械設備等の概要を把握できるように行うものとする。

第2節 調査書等の作成

（企業概要書）

第101条 企業内容等の調査書は、第97条の調査結果を基に企業概要書（様式第20号の1）を用いて、作成するものとする。

（配置図）

第102条 予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、第98条の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

- 一 建物、屋外の主たる機械設備及び生産設備、原材料置場、駐車場、通路、緑地等の位置（又は配置）
- 二 製品等の製造、加工又は販売等の工程
- 三 縮尺は、500分の1又は1,000分の1

（建物、機械設備等の図面作成）

第103条 予備調査に係る工場等の建物及び機械設備等の図面は、概算による推定再建築費等の積算が可能な程度の平面図及び立面図等を必要最小限度作成するものとする。

（移転計画案の作成）

第104条 予備調査に係る工場等の移転計画案は、第97条から第100条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2（運用方針第15関係）第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物、機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図（縮尺500分の1又は1,000分の1）
- 六 移転工法（計画）案検討概要書（様式第20号の2）
- 七 移転工法（計画）各案の比較表（様式第20号の3）

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は第103条に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表（様式第15号の1、第15号の2）
- 二 面積比較表（様式第15号の4）
- 三 平面（間取り）の各案についての計画概要比較表（様式第15号の3）

第3節 算 定

（補償概算額の算定）

第105条 前条で作成する移転計画案（2又は3案）の補償概算額の算定は、第101条、第102条、第103条

及び第104条で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調 査

(移転工法案の検討)

第106条 移転工法案の検討とは、工場等の敷地の一部が取得等の対象となる場合において、当該敷地に存在する建物等の機能の全部又は一部を残地において回復するための通常妥当とする移転方法等の案を検討することをいう。

(企業内容等の調査)

第107条 工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第101条の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

- 一 名称、所在地及び代表者名
- 二 業種及び製造、加工又は販売等の品目
- 三 所有者又は占有者の組織
- 四 他に工場等を有している場合には、他工場等と当該工場との関係
- 五 財務状況
- 六 原材料、製品又は商品の主な仕入先又は販売先（得意先）
- 七 製品等の製造、加工又は販売等の工程（図式化したもの）
- 八 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

(敷地使用実態の調査)

第108条 工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。ただし、第98条の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

- 一 敷地面積及び形状、土地の取得等の範囲及び面積、残地の面積及び形状
- 二 用途地域等の公法上の規制
- 三 各建物の位置、構造、階数、建築面積、延べ床面積、建築年月及び用途（使用実態）
- 四 敷地内の使用状況等
 - (1) 屋外に設置されている機械設備、生産設備及び附帯工作物のうち、特に必要と認められるものの位置、形状、寸法、容量等
 - (2) 駐車場の位置及び収容可能台数
 - (3) 原材料、製品等の置場の位置、形状、寸法及び原材料、製品等の品目、数量
 - (4) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく緑地の位置及び面積
- 五 前条第7号の製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係
- 六 その他移転工法案の検討に必要と認める事項

七 敷地内の使用状況の概要が把握できる写真の撮影

第2節 調査書等の作成

(企業概要書)

第109条 企業内容等の調査書は、第107条の調査結果を基に企業概要書(様式第20号の1)を用いて、作成するものとする。

(移転工法案の作成)

第110条 工場等の移転工法案は、第53条から第61条まで、第63条、第107条及び第108条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。この場合において、残地が建物等の移転先地として取扱第2(運用方針第15関係)第1項から第3項までの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

- 一 製品等の製造、加工又は販売等の工程の変更計画
- 二 建物(残地内での関連移転又は残地外の土地への移転を必要とするものを含む。)機械設備等の移転計画
- 三 照応建物に係る建物の構造、規模、階数等の概要
- 四 建物、機械設備等の移転工程表
- 五 移転計画図(縮尺500分の1又は1,000分の1)
- 六 移転工法(計画)案検討概要書(様式第20号の2)
- 七 移転工法(計画)各案の比較表(様式第20号の3)

2 前項の検討にあたり照応建物の推定建築費は、概算額によるものとし、次の各号に掲げるもののほか、概算額の積算に必要な平面図及び立面図を必要最小限度作成するものとする。なお、監督職員から、当該照応建物の詳細な設計による推定建築費の積算を指示された場合は、これに必要な図面を作成し、積算するものとする。

- 一 照応建物についての計画概要表(様式第15号の1、第15号の2)
- 二 面積比較表(様式第15号の4)
- 三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第15号の3)

(補償額の比較)

第111条 前条の移転工法案を作成したときは、取扱第2(運用方針第15関係)第4項に定める補償額の比較を行うものとする。

2 第1項の検討にあたり、当該請負契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、監督職員から教示を得るものとする。

第11章 再算定業務

(再算定業務)

第112条 再算定業務とは、建物等の移転補償額について再度算定する(再調査して算定する場合を含む。)ことをいう。

(再算定の方法)

第113条 建物等の移転補償額の再算定は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、従前の移転工法及び移転補償額の算定方法により行うものとする。

- 一 移転補償額の算定項目、算定方法等に係る基準、運用方針又は調査積算要領等が改正されている場合には、改正後の基準等により算定する。
- 二 再調査の結果が現調査表の内容と異なる場合は、再調査の結果に基づき移転補償額を算定する。
この場合における移転工法は、監督職員の指示による。

第12章 補償説明

(補償説明)

第114条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価(残地補償を含む。)の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容(以下「補償内容等」という。)の説明を行うことをいう。

(概況ヒアリング)

第115 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督職員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

(現地踏査等)

第116条 受注者は、補償説明の対象となる区域について現地踏査を行い、現地の状況等を把握するものとする。

- 2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

(説明資料の作成等)

第117条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督職員と協議するものとする。

- 一 当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討
- 二 権利者ごとの補償内容等の整理
- 三 権利者に対する説明用資料の作成

(権利者に対する説明)

第118条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

- 一 2名以上の者を一組として権利者と面接すること
 - 二 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと
- 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

(記録簿の作成)

第119条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿(様式第21号)に記載するものとする。

(説明後の措置)

第120条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督職員に報告するものとする。

- 2 受注者は、当該権利者に係わる補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、監督職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第13章 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第121条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいうものとする。

- 一 事業認定申請図書の作成
- 二 裁決申請図書の作成
- 三 明渡裁決申立図書の作成

(事業認定申請図書の作成)

第122条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等を作成することをいう。

(事業計画の説明)

第123条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第124条 事業認定申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、事業認定申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(起業地の範囲の検討)

第125条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。

2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督職員と協議するものとする。

(事業認定申請図書の作成方法)

第126条 事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則(昭和26年建設省令第33号。以下「規則」という。)第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、別記6の事業認定申請図書等作成業務実施要領及び監督職員の指示により作成するものとする。

(事前相談用資料の作成方法)

第127条 事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。

(事前相談用資料の提出)

第128条 受注者は、前条の事前相談用資料の作成が完了したときは、速やかに、監督職員に当該資料を提出するものとする。

(本申請図書の作成)

第129条 事業認定機関との事前審査の完了に伴う本申請図書の作成は、監督職員の指示により事前相談用資料を修補し、又は補足資料を整備して行うものとする。

(裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の提出)

第130条 受注者は、裁決申請図書及び明渡裁決申立図書の作成を完了したときは、速やかに監督職員に当該成果品を提出するものとする。

(裁決申請図書の作成)

第131条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第132条 裁決申請申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。

(裁決申請図書の作成方法)

第133条 裁決申請図書は、法第40条及び規則第16条並びに第17条に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

(明渡裁決申立図書の作成)

第134条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

(現地踏査)

第135条 明渡裁決申立図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決申立に係る現地の踏査を行う

ものとする。

(明渡裁決申立図書の作成方法)

第136条 明渡裁決申立図書は、法第47条の3及び規則第17条の6並びに第17条の7に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

第14章 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第137条 受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

- 一 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。
 - 二 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。
 - 三 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第90条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。
 - 四 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。
 - 五 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督職員の指示により前各号に準じて行うものとする。
- 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。
- 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

第15章 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第138条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果品により、土地調書(様式第22号)及び物件調書(様式第23号)を作成するものとする。

第16章 検 証

(検 証)

第139条 受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果品について十分な検証（受注者が、受注に係る業務の成果品のかしを防止するため、当該成果品を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果品が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。以下同じ。）を行わなければならない。この場合において、成果品の検証を行った者は、第17条に定める成果品のうち地図の転写図及び土地の実測平面図については、各葉ごとに、その他については、表紙の裏面に検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

2 第3章から前章までに定める業務について、前項の検証業務は、主任技術者が行うものとする。

第17章 その他

（提出書類等）

第140条 用地調査等を実施するにあたり、受注者又は発注者が相手方に提出する書類は、第2章から第15章に定めるもののほか、別記3に定めるものとする。

第 1 8 章 農業農村整備

第 1 節 総則

(趣旨等)

第141条 本章は農業農村整備事業の用に供する土地等を取得し、又は使用する(以下「取得等」という。)にあたり必要となる建物その他の工作物等(以下「建物等」という。)の調査及び移転補償額等の算定並びに土地等の取得等に係る業務(以下これらの業務を「用地調査等」という。)を補償コンサルタント等へ発注する場合の業務内容その他必要とする事項を定めるものとし、もって業務の適正な執行を確保するものとする。

2 業務の発注にあたり、当該業務の実施上この仕様書記載の内容により難しいとき又は特に指示しておく事項があるときは、この仕様書とは別に、特記仕様書を定めることができるものとし、適用にあたっては特記仕様書を優先するものとする。

(用語の定義)

第142条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 「調査区域」は第1章第2条第1号によるものとする。
- 二 「権利者」は第1章第2条第2号によるものとする。
- 三 「監督職員」は第1章第2条第3号によるものとする。
- 四 「検査職員」は第1章第2条第4号によるものとする。
- 五 「主任技術者」は第1章第2条第5号によるものとする。
- 六 「指示」は第1章第2条第6号によるものとする。
- 七 「協議」は第1章第2条第7号によるものとする。
- 八 「報告」は第1章第2条第8号によるものとする。
- 九 「調査」は第1章第2条第9号によるものとする。
- 十 「調査書等の作成」は第1章第2条第10号によるものとする。
- 十一 「基準」は第1章第2条第11号によるものとする。
- 十二 「運用方針」は、第1章第2条第12号によるものとする。
- 十三 「取扱」は第1章第2条第13号によるものとする。
- 十四 「精度監理」は第1章第2条第14号によるものとする。

(基本的処理方針)

第143条 基本的処理方針は第1章第3条によるものとする。

(用地調査等の区分)

第144条 用地調査等の区分は第1章第4条によるものとする。

(業務従事者)

第145条 業務従事者は第1章第5条によるものとする。

第2節 用地調査等の基本的処理方法

(用地調査等の基本的処理方法)

第146条 用地調査等の基本的処理方法は第2章第6条～第24条によるものとする。

第3節 権利調査

1. 調査

(調査)

第147条 調査は第3章第25条～第30条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第148条 調査書等の作成は第3章第31条～第32条によるものとする。

3. 登記資料収集整理等

(登記資料収集整理)

第149条 登記資料収集整理とは、土地等の取得又は権利設定等に伴い、不動産登記法等で規定する登記に必要な資料等の収集整理を行うことをいう。

(地積測量図等の作成)

第150条 取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等を必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図を作成するものとする。

(協議)

第151条 受注者は、本章第149条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、監督職員と協議し、指示を受けるものとする。

(責務)

第152条 受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所等に対し囑託書を提出し、登記済証書の交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第4節 用地測量

(用地測量)

第153条 用地測量は第4章第33条～第45条によるものとする。

第5節 土地評価

(土地評価)

第154条 土地評価は第5章第46条～第51条によるものとする。

第6節 建物等の調査

1. 調査

(建物等の調査)

第155条 建物等の調査は第6章第52条～第63条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第156条 調査書等の作成は第6章第64条～第74条によるものとする。

3. 算定

(算定)

第157条 算定は第6章第75条～第86条によるものとする。

第7節 営業その他の調査

(営業その他の調査)

第158条 営業その他の調査は第7章第87条～第92条によるものとする。

第8節 消費税等調査

(消費税等調査)

第159条 消費税等調査等は第8章第93条～第95条によるものとする。

第9節 予備調査

1. 調査

(調査)

第160条 調査は第9章第96条～第100条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第161条 調査書等の作成は第9章第101条～第104条によるものとする。

3. 算定

(補償概算額の算定)

第162条 補償概算額の算定は第9章第105条によるものとする。

第10節 移転工法案の検討

1. 調査

(調査)

第163条 調査は第10章第106条～第108条によるものとする。

2. 調査書等の作成

(調査書等の作成)

第164条 調査書等の作成は第10章第109条～第111条によるものとする。

第11節 再算定業務

(再算定業務)

第165条 再算定業務は第11章第112条～第113条によるものとする。

第12節 補償説明

(補償説明)

第166条 補償説明は第12章第114条～第120条によるものとする。

第13節 事業認定申請図書等の作成

(事業認定申請図書等の作成)

第167条 事業認定申請図書等の作成は第13章第121条～第136条によるものとする。

第14節 環境調査

(環境調査)

第168条 環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

(調査の方法)

第169条 前条の調査は、別記7の環境調査要領及び監督職員に指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

- (1)騒音測定結果一覧表(様式第33号)
- (2)振動測定結果一覧表(様式第34号)
- (3)井戸調査表(様式第35号)

第15節 保安林解除等申請図書の作成

(保安林解除等申請図書の作成)

第170条 保安解除等申請図書の作成とは、保安林解除申請図書及び国有林野の使用申請図書の作成をいう。

2 保安林解除申請図書作成とは、森林法(昭和26年法律第249号)第27条及び同法施行規則第15条に規定する保安林解除の手続きに要する関係書面を作成することをいう。

3 国有林野の使用申請図書の作成とは、国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第2416号)第7条及び同法施行規則第14条に規定する国有林野の使用申請手続きに要する関係書面を作成するこ

とをいう。

(事業計画の説明)

第171条 保安林解除等申請書の作成に当たっては、当該保安林解除等申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督職員等から説明を受けるものとする。

(現地踏査)

第172条 保安林解除等申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、保安林解除等申請に係る現地調査を行うものとする。

(保安林解除等申請図書の作成方法)

第173条 保安解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第15条並びに国有林野の管理運営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条の定めるところに従うほか、別記8の保安林解除等申請図書作成要領及び監督職員の指示により行うものとする。

第16節 写真台帳の作成

(写真台帳の作成)

第174条 写真台帳の作成は第14章第137条によるものとする。

第17節 土地調書及び物件調書の作成等

(土地調書等の作成)

第175条 土地調書等の作成は第15章第138条によるものとする。

第18節 検 証

(検 証)

第176条 検証は第16章第139条によるものとする。

第19節 その他

(提出書類等)

第177条 提出書類等は第17章第140条によるものとする。

墳 墓 調 査 表

				調査者		調査 年月日		整理 番号		
墳墓の 所在地	島根県 郡 町 大字 市 村									
墳墓の 所有者	住所		氏名及び生年月日 又は名称			法人を代表する者 の住所及び氏名				
墳墓の 管理者	住所		氏名及び生年月日 又は名称			法人を代表する者 の住所及び氏名				
土地 所有者	住所		氏名及び生年月日 又は名称			法人を代表する者 の住所及び氏名				
摘 要										
字	地番	番号	構 造 (種類)	規 模 (形状法 使用材料)	埋 葬 年 月 日	遺体又は 遺骨の数	火葬 土葬 の別	単 位	数 量	摘 要

(日本工業規格 A 4)

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
		土地所在図 地積測量図	B 4 判	所轄法務局の定める様式による。 別記 5 登記嘱託に必要な図面の作成上の注意 事項
土地評価		標準地評価調書		
		地域要因調査算定表		
		個別要因調査算定表		
		残地（残借地）補償額 算定調書		

業務区分	様式番号	成果品の名称	規格等	備考
木造建物調査 (木造特殊建物)		建物等の配置図		木造建物〔 〕調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)によるものとし、その他は別途指示するものとする。
		(図面) 配置図 平面図 立面図 建築設備位置図 写真撮影方向図等		
		木造建物〔 〕調査表 木造建物〔 〕数量計算書		
		木造建物補修等調査査定表		
木造建物算定 (木造特殊建物)		建物移転料集計表・建物移転料算定表 (総括表)		
		木造建物〔 〕推定再建築費計算書		
		木造建物〔 〕取りこわし純工事費算定表		
		木造建物曳家工事費算定表		

13 . 別記9機械設備調査算定要領

機械設備調査算定要領

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、用地調査等共通仕様書第 5 8 条、第 6 9 条及び第 8 1 条に規定する機械設備の調査算定要領である。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、原則として、用地調査等共通仕様書第 4 条第三号の「表 2 工作物区分の判断基準」に掲げる「機械設備」の調査算定に適用するものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要領において「機器等」とは、原動機等により製品等の製造又は加工等を行う機械装置、それに付属する 2 次側の配線・配管・装置等をいい、1 次側の配線・配管、受配電盤等の設備を含まないものとする。

2 この要領において「機械基礎」とは、通常コンクリート構造物等で施工された機器等を固定する土台部分をいう。

3 この要領において「復元」とは、既存の機器等を再利用可能なように解体撤去し、残地又は残地以外の土地に運搬し、据え付けることをいう。

4 この要領において「再築」とは、残地又は残地以外の土地に、原則として、従前の機器等と同種同等又は市販されている機器のうち、その機能が従前の機器等に最も近似の機器等を購入し、据え付けることをいう。

5 この要領において「復元費」とは、機器等の復元に要する費用をいう。

6 この要領において「再築費」とは、機器等の再築に要する費用をいう。

第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第4条 機械設備の調査は、現地における調査を基本とし、必要に応じて聴き取り調査、資料調査及び市場調査等の補足調査(以下「現地調査等」という。)を行うものとする。

- 2 不可視部分(調査困難な場所に機器等が設置されている場合など)の調査は、既存の機器等に関する資料の写しなどを入手し、これを利用することができるものとする。また、資料の入手が困難な場合には、所有者又は機器等を設置したメーカー等から調査表等の作成に必要な事項を聴取するなどの方法により調査を行うものとする。
- 3 復元することが困難と認められる機器等については、機器等を設置したメーカー等から復元が困難である理由等について聴取するものとする。
- 4 現地調査等を行うに当たっては、事前に監督職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。
- 5 機械設備の調査は、次の各号に係るものについて行うものとする。

- 一 機械配置 : 建物平面及び敷地の範囲を基準とした機器等の設置位置
- 二 機器等 : 機械装置の名称、仕様(型式、能力、原動機の出力等)、製作所名、形状・寸法、質量、所有区分、取得年月等
- 三 機械基礎 : 構造、仕様、形状・寸法、機器等の設置状況等
- 四 電気設備 : 受・配電系統、使用器材の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法等
- 五 配管設備 : 配管の用途、種別、規格寸法、経路、長さ、敷設方法、流向、終・始端、被覆、塗装等
- 六 プロセスコンピュータ設備 : 種別、規格寸法、フロー、LAN配線、長さ、敷設方法、取得年月等
- 七 稼動状況 : 各機器等の役割、各機器等間の関連性、稼動状況等
- 八 復元の可否 : 復元の困難性、移設工期等
- 九 その他
 - (1) 写真撮影 : 第7条の規定に基づき写真を撮影する。
 - (2) 製造(加工)工程 : 現地調査、聴取調査等により製造(加工)工程を調査する。
 - (3) 固定資産台帳 : 取得価格、取得年月等について調査する。
 - (4) 申請手数料等 : 移転に伴い必要となる各種法令上の許認可申請費用、手数料及び検査費用等について調査する。
 - (5) 法令適合性等 : 各種法令に係る適合状況等を調査する。
 - (6) その他 : その他必要な事項について調査する。

注1 プロセスコンピューター設備とは、製品等の製造に直接携わっている工業用の自動制御コンピューター設備をいう。

注2 固定資産台帳とは、用地調査等共通仕様書第88条（営業に関する調査）第1項第三号に定める直近1年の事業年度の固定資産台帳をいう。

（調査表）

第5条 機械設備の調査表は、前条における調査結果に基づき、様式第1の機械設備調査表に、次の各号を記載することにより作成するものとする。

- 一 所在地 : 機械設備の所在地
- 二 調査年月日 : 調査を実施した年月日
- 三 調査者 : 調査を実施した担当者の氏名
- 四 所有者氏名 : 機械設備の所有者の氏名又は名称
- 五 所有者住所 : 機械設備の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- 六 業種区分 : 当該事業所の事業種別(日本標準産業分類による。)
- 七 製造(加工)工程 : 製造等の系統又は製品ごとの製造・加工工程等
- 八 稼動状況等 : 稼動状況、操業時間等
- 九 法令の適合性等 : 関係する法令等の概要と適合状況等
- 十 機械番号 : 機器等ごとに一連の番号を付し、整理する。
- 十一 機械名称 : 機器等の名称は、一般的な名称を記載する。
配管設備の名称は、流体別、系統別等に区分しそれぞれの名称を記入する。
電気設備の名称は、高圧受変電設備、幹線設備、動力配線設備等に区分し、それぞれの名称を記入する。
- 十二 数量 : 機器等の設置台数
- 十三 取得年月 : 機器等の取得年月(中古取得した機器等の場合は、中古取得以前の使用年数等を含む。)
- 十四 仕様 : 機器等の型式、能力、原動機の出力等
- 十五 製造所名等 : 機器等の製作所名
- 十六 形状・寸法 : 機器等の形状及び寸法(m)
- 十七 質量 : 機器等一台当たりの質量(t)(2次側の配線、配管等を除く。)
- 十八 基礎寸法・設置状況 : 機械基礎の形状・寸法、設置状況(ボルト固定、コ口付等)等
- 十九 その他 : 復元の可否、リース物件等、その他必要な事項

(機械設備図)

第6条 機械設備の図面は、原則として、所有者ごとに「別添 - 1 機械設備図面作成基準」により作成するものとする。

(写真撮影等)

第7条 次により機械設備の写真撮影し、原則として、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。ただし、写真撮影が困難なものについては姿図とすることができるものとする。

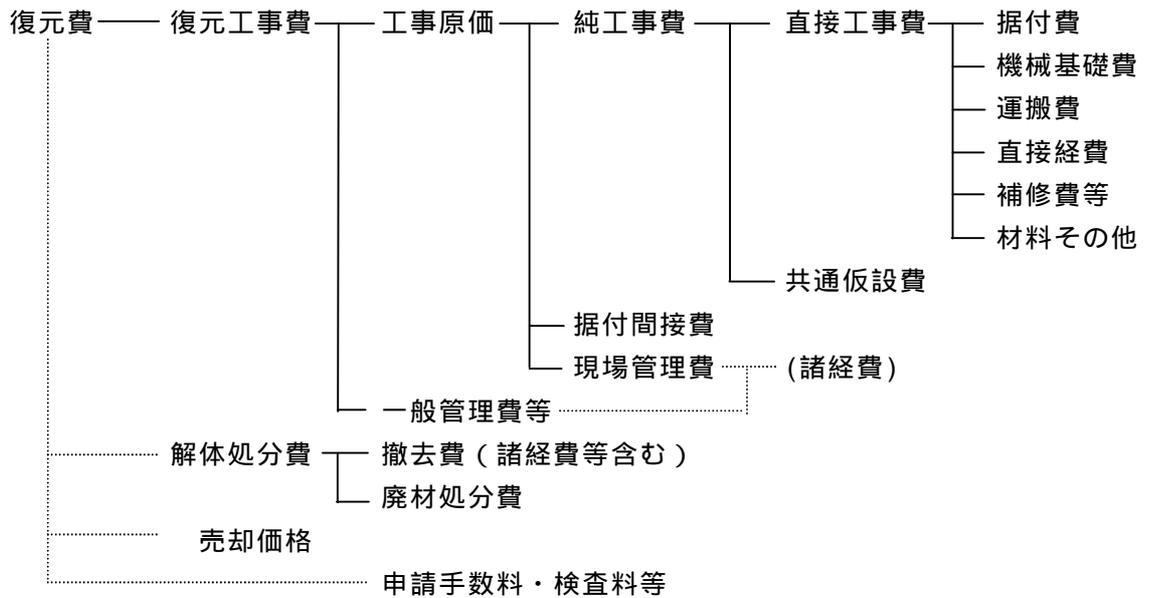
- 一 機器等及び電気設備等の写真は、原則として、第5条に定める機械設備調査表の機械番号ごとに撮影する。
- 二 写真台帳は、機械番号順に整理し、撮影年月日、機械名称等を記載する。
- 三 電気設備、配管設備等の写真は、写真番号を付し整理し、撮影の位置、方向及び写真番号を記載した写真撮影方向図を添付する。

第 3 章 算 定

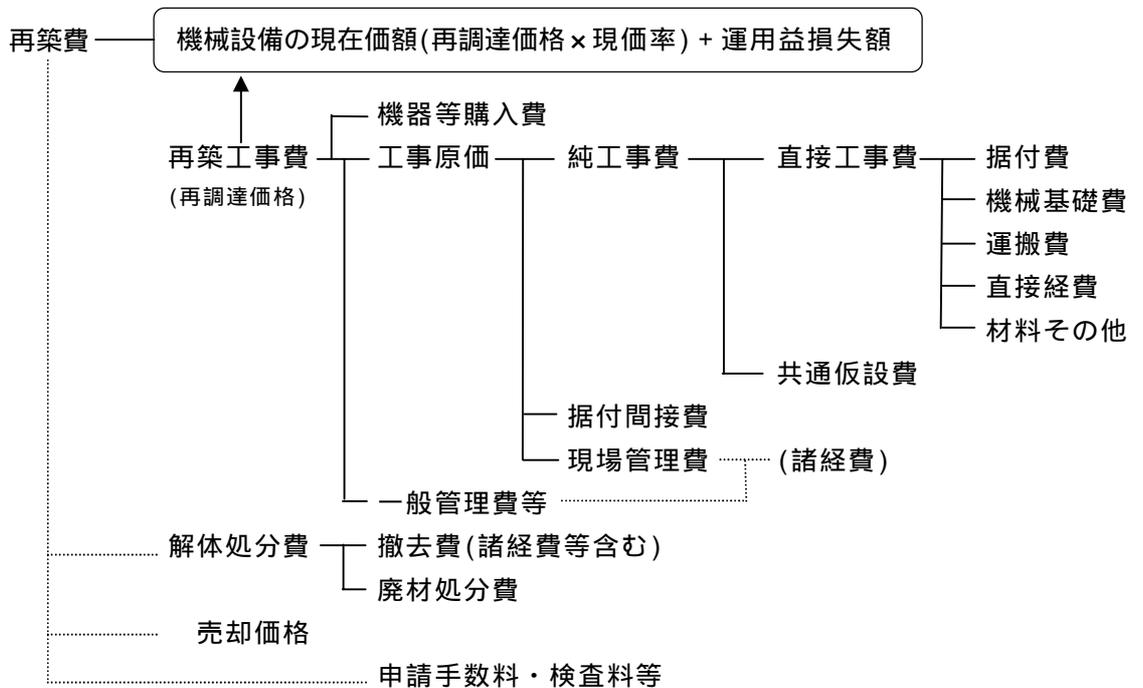
(補償額の構成)

第 8 条 機械設備の復元費及び再築費の構成は、次のとおりとする。

< 復元費の構成 >



< 再築費の構成 >



2 共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

一 共通仮設費

- (1) 運搬費：建設機械、機材等(足場材等)及び機器・材料の現場内小運搬等に関する費用
- (2) 準備費：基準点測量、完成時の清掃及び跡片付け等に関する費用
- (3) 事業損失防止施設費：事業損失を未然に防止するために必要な調査等に関する費用
- (4) 安全費：安全管理上の監視、安全施設類(標示板、保安灯、防護柵、バリケード等)等に関する費用
- (5) 役務費：動力、用水等の基本料等
- (6) 技術管理費：施工管理・品質管理・工程管理のための試験又は資料作成等に関する費用
- (7) 営繕費：現場事務所、労働者宿舎、倉庫、材料保管場、監督員詰所等に関する費用

3 据付間接費及び諸経費の内容は、次のとおりとする。

- 一 据付間接費：据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、通信交通費、会議費、交際費、法定福利費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練費、地代家賃、保険料、租税公課、雑費

二 諸経費

- (1) 現場管理費：現地採用の労働者及び事務員に係る労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、事務員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、交際費、据付外注経費、工事登録費、雑費
- (2) 一般管理費等：一般管理費(役員報酬、従業員給与手当等、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、試験研究費償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約保証費、雑費)、付加利益(法人税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金等)

(補償額の算定)

第9条 機械設備の復元費及び再築費は、次の各号に掲げる式により算定した額とする。

- 一 復元費 = 復元工事費 + 解体処分費 - 売却価格
- 二 再築費 = 機械設備の現在価額 (再調達価格 × 現価率) + 運用益損失額 + 解体処分費 - 売却価格

2 機械設備の現在価額 (再調達価格に現価率を乗じて算定する。) と運用益損失額との合計額は、再調達価格に次式による再築補償率 (小数点以下第四位を四捨五入した数値とする。) を乗じて算定するものとする。

$$\text{再築補償率} = \left(1 - 0.8 \frac{n}{N}\right) + \left(0.8 \frac{n}{N}\right) \left\{1 - \frac{1}{(1+r)^{N-n}}\right\}$$

- n 機器等、電気設備及び配管設備等の経過年数
- N 機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数 (又は実態的耐用年数)
- r 年利率

一 経過年数

既存の機器等、電気設備及び配管設備等の購入 (新品としての購入とする。) から補償額算定の時期までの経過年数をいい、固定資産台帳等の取得年月等から認定するものとする。

二 標準耐用年数

機器等、電気設備及び配管設備等の標準耐用年数は、別表 - 1 の機械設備等標準耐用年数表を適用して求めるものとする。

ただし、機械設備等標準耐用年数表によることが適当でないと認められる場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により、その機器等、電気設備及び配管設備等のもつ実態的耐用年数を定めることができるものとする。

(工事費の算定)

第10条 復元工事費、再築工事費、解体処分費及び売却価格を算定するに当たっての数量計算及び各工事費の算定は、「別添 - 2 機械設備工事費算定基準」によるものとする。

第4章 移転工法案の検討資料等の作成

(製造工程図)

第11条 「製品等の製造、加工又は販売等の工程」(図式化したもの)は、次の各号により作成するものとする。

- 一 製造工程図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 製品等の製造工程等に沿って略図を作成し、工程順に番号を記載する。
- 三 各製造、加工工程ごとに設置されている主要な機器等の名称及び製造、加工工程の内容について記載する。
- 四 その他可能な限り、製品名、製品の規格等、原材料、副資材及び一の工程の単位時間を記載する。

(動線配置図)

第12条 「製品等の製造、加工又は販売等の工程と建物等の配置との関係」は、次の各号により作成するものとする。

- 一 動線配置図は、原則として、製造等の系統又は製造、加工等行う製品ごとに作成する。
- 二 建物等の配置図等を基に、原材料及び製品等の移動(作業)動線を製造工程等に沿って作成し、製造工程図に付した工程順の番号を記載する。

(移転工程表)

第13条 復元及び再築に係る「建物、機械設備等の移転工程表」を作成するものとし、その内容は次の各号によるものとする。

- 一 機器等の移転工期は、専門メーカー等から聴取した移転工期、見積書に記載された移転工期又は据え付け・撤去の工数に基づき作業人数・班体制から算出した日数により認定する。
- 二 建物、工作物及び動産の移転と機器等の移転との関係を表示する。
- 三 機器等の移転に伴い営業休止等が生じる期間を表示する。
- 四 その他必要に応じて、移転を要する機器等の製造等の系統を表示する。

別添 - 1 機械設備図面作成基準

(趣 旨)

第1 この基準は、要領第6条に定める機械設備図面の作成基準である。

(作成する図面)

第2 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

(用 紙)

第3 図面の大きさは、原則として、日本工業規格A列3判横とする。

(図の配置)

第4 機械設備位置図、電気設備図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置する。

(図面の縮尺)

第5 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(図面等に表示する数値)

第6 図面等に表示する数値は、用地調査等共通仕様書第21条による。

(図面表示記号)

第7 図面に表示する記号は、原則として、工業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条により制定された日本工業規格(JIS)の図記号を用いる。

(線の種類)

第8 線は、原則として、次の4種類とする。

実線	—————
破線	- - - - -
点線
鎖線	- · - · -

2 線の太さは、原則として、0.2ミリメートル以上とする。

(文 字)

第9 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は3.0ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は2.0ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第10 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別 表

図 面 名 称	作 成 の 方 法 等	縮 尺	備 考
機械設備位置図	<p>ア 機器等の設置位置は、建物、附帯工作物等と区分し明確に表示する。</p> <p>イ 機器等の設置位置に機械番号を付し、機械名称、仕様、台数等の一覧表を記入する。</p> <p>ウ 機器等が上下に重なるなどにより、明確に表示困難な場合は、補足して内容を記入する。</p> <p>エ 天井クレーン等のレールは、機械設備位置図に記入する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	
電気設備図	<p>ア 機器等に係る電気設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 電気、動力、受変電設備等の機器類は、機械設備位置図に準じて表示する。</p> <p>ウ 高圧受変電設備図、幹線設備図、動力配線設備図等は、規模等に応じて、それぞれ区分して作成する。</p> <p>エ 高圧受変電設備図は、電力引込み箇所から低圧配電盤まで表示する。</p> <p>オ 引込み部分には、責任分界点、財産分界点を明確に表示する。</p> <p>カ 幹線設備図は、高圧受電設備の2次側出力線から各分電盤、動力盤まで表示する。ただし、低圧引込みの場合は、引込み部分から表示する。</p> <p>キ 動力配線設備図は、各分電盤、動力盤の2次側出力線から各機械制御盤、始動器、モーター、手元開閉器等まで表示する。</p> <p>ク 分電盤、動力盤の仕様等の一覧表を記入する。</p> <p>ケ トラフ、フロアダクト、レースウェイ、ケーブルラック等は、配線図に記入する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	
配管設備図	<p>ア 機器等に係る配管設備図は、原則として、建築設備図と区分して作成する。</p> <p>イ 配管設備図は、原則として、流体及び系統別に区分して作成する。</p> <p>ウ 建築設備の配管から分岐する場合は、その区分位置を明確に表示する。</p> <p>エ 配管に関連する機器等は、鎖線で表示する。</p> <p>オ 機器等に含む機器廻り配管と1次側配管の区分を明確に表示する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	

<p>機械基礎図</p>	<p>ア 機械基礎図は、原則として、機器等ごとに作成し、構造、仕様及び形状・寸法等を記入する。</p> <p>イ 杭地業が施工されている場合は、杭の位置を表示し、杭の仕様、形状・寸法等を記入する。</p> <p>ウ 方形基礎等の簡易な機械基礎の場合は、数量計算書等に姿図等を記入することにより、機械基礎図を省略することができる。</p>	<p>1/50 又は 1/100</p>	
<p>プロセッサー コンピュータ 設備図</p>	<p>ア 当該敷地内に設置されている機器間の関連(構成など)を示すシステム図(フロー図、LAN配線図等)を作成する。</p> <p>イ 他工場等との関連を記入する。</p> <p>ウ その他積算に必要な図面を作成する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	
<p>写真撮影方向図</p>	<p>ア 機械設備位置図等を基に、写真撮影の位置等を明確にするための位置図を作成する。</p> <p>イ 位置図には、撮影の位置、方向及び写真番号を記入する。</p> <p>ウ 機器等、電気機器、電気設備、配管設備等、写真台帳の整理方法に応じて区分し作成する。</p>	<p>1/100 又は 1/200</p>	

別添 - 2 機械設備工事費算定基準

第1章 総 則

(趣 旨)

第1 この基準は、要領第9条に定める機械設備の復元及び再築に要する工事費の算定基準である。

第2章 数量計算

(数量計算書)

第2 数量の算出は、次の各号によるものとし、本基準に定めのない場合は、原則として、非木造建物〔 〕調査積算要領の別記2非木造建物〔 〕数量計測基準に準じて算出するものとする。

一 運搬

トラック積載質量(t)の選定に当たっては、輸送を要する機器等の形状・寸法、質量及び接続道路の幅員等の立地条件を考慮する。

二 配線・配管設備

配線・配管設備等の数量は、上記、非木造建物〔 〕数量計測基準の電気設備及び電気設備以外の設備の規定に準じて算出する。

三 機械基礎・機器等に付属する架台等

機械基礎、コンクリート造ピット及び機器等の周りに存する架台等の構築物の数量は、原則として、機器等ごとに区分して算出する。

2 計算数値の取扱いは、用地調査等共通仕様書第22条第2項第2号の規定により、各種目ごとの計算過程においては、小数点以下第3位(小数点以下第4位切捨)まで求めるものとする。

3 補償額算定調書に計上する数値は、用地調査等共通仕様書第23条第1項第2号の規定により、小数点以下第2位(小数点以下第3位四捨五入)で計上するものとする。

第3章 単価及び見積

(見積書等)

第3 工事費の算定に用いる資材単価及び機器等の価格は、「建設物価〔(財)建設物価調査会発行〕」、「積算資料〔(財)経済調査会発行〕」、これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている単価又は専門メーカー等の資料価格(カタログ価格等)及び見積価格によるものとする。

なお、カタログ価格等による場合は、実勢価格を適正に判断し取り扱うものとする。

2 専門メーカー等から徴する見積書の取扱いは、次の各号によるものとする。

一 見積徴収の要否

機器等購入費等を算定するに当たり専門的な知識が必要であり、かつ、専門メーカー等でなければ算定が困難と認められる機器等について、見積を徴するものとする。

原則として、次表の区分により専門メーカー等から当該機器等と同種同等の機器等について、その購入費に係る見積を徴するものとする。

なお、当該機器等と同種同等の機器等について見積を徴することができない場合は、市販されている機器等のうち、その機能が最も近似の機器等について、見積を徴するものとする。

区 分	新品価格が公刊物等に掲載されている機器等	新品価格が公刊物等に掲載されていない機器等
機器等購入費	建設物価、カタログ等の価格	見積徴収
再築費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
復元費に関する直接工事費	歩掛積算	歩掛積算
摘要 (機械分類)	電動工具 溶接機 ポンプ 空調機械 空圧機器 送風機 等の 小型汎用機械	工作機械 包装機械 荷役機械 鍛圧機械 木工機械 油圧機械 貯槽類 搬送機械 等で質量が 10t以下の機械

二 見積依頼先

見積依頼先を選定するに当たっては、次の方法により行うものとする。

(一) 原則として被補償者又はその利害関係人であって、適正な見積を徴することの妨

げとなる者から、見積を徴してはならない。

- (二) 見積依頼先を選定するときは、実績、経験、技術水準等を勘案して行うとともに、見積依頼先が妥当であるとした理由を記載した書面を作成するものとする。

三 見積徴収

見積を徴収するに当たっては、次の方法により行うものとする。

- (一) 見積の依頼は、書面により行うものとする。
- (二) 見積を依頼する書面には、機器等の見積範囲(特に機械基礎、配管等との関係等)、仕様、同時発注台数などの見積条件を明示するものとする。
- (三) 原則として、機器等ごとに見積を徴するものとする。
- (四) 見積は、原則として、2社以上から徴するものとし、様式第8による機械設備見積比較表を用いて比較するものとする。

四 見積書の記載事項及び資料収集

見積書には、原則として、次の項目について記載を得るとともに、見積書に記載された機器等の仕様書など、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる資料を、収集するものとする。

- (一) 宛名(見積を依頼する書面と見積書の関係を明らかにするため。)
- (二) 見積書に記載された機器等の名称、規格(型式、質量)、製造メーカー名及び機能
- (三) 新品機器等の購入費(一般管理費等を含む販売価格。)
- (四) 総合試運転費
- (五) 中古品売却価格
- (六) 特別管理産業廃棄物(廃油、廃PCB等)等の処分費
- (七) その他雑費(材料費、仮設費等。)
- (八) 消費税等
- (九) 機器等1台当たりの質量(t)
- (十) 移転工期
- (十一) その他、見積書が見積条件に適合していることを検証するために必要と認められる事項

五 見積書の検証

見積を徴したときは、次の項目について検証するとともに、理由を記載した書面を作成するものとする。

- (一) 見積書に記載された機器等について、同種同等であるとした理由又は同種同等の機器等が既に製造されていないなど、当該機器等と同種同等の機器等の見積を徴することができないとした理由
- (二) 機能が最も近似の機器等について見積を徴したときは、見積書に記載された機器等について、機能が最も近似であるとした理由
- (三) 見積書が、見積条件に適合しているとした理由

第4章 工数歩掛等

(工数歩掛)

第4 本基準に定めのない工数歩掛等は、次の優先順位により採用するものとする。

- 一 公共建築工事積算基準（(財)建築コスト管理システム研究所発行）
- 二 建設工事標準歩掛（(財)建設物価調査会発行）
- 三 工事歩掛要覧（(財)経済調査会発行）
- 四 下水道工事積算基準（(財)下水道新技術推進機構発行）
- 五 これらと同等であると認められる公刊物に掲載されている工数歩掛等
- 六 専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法

(据付工数)

第5 機器等の据付に要する工数は、様式第6による機械設備据付工数等計算書を用いて、次の各号により算出するものとする。

一 据付工数

据付工数は、次表の機械区分によるものとし、機器等の1台当たりの質量(t)に基づき工数歩掛により算出する。

ただし、質量が10tを超える場合などで、この工数歩掛により難しい場合は、本基準第4により算定するものとする。

機械区分		工数歩掛	判断基準
第1類	簡易な機器等	$2.4X^{0.776}$	構造が簡単で、運動部分が少ない単体機械 可搬式、床置式、簡易固定式等で容易に移動が可能なもの 通常、簡単なレベル調整程度で、芯だし調整を要しないもの 他の機械との関連性がなく、単体で機能するもの
第2類	一般汎用機器等	$4.8X^{0.776}$	構造が複雑で、運動部分を有する単体機械 通常、基礎及び架台等に固定されているもの 精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

第3類	貯槽類等	4.8X	分解、組立をしなければ移動が不可能なものの構造が比較的簡単で、運動部分が少ないもの通常、基礎及び架台等に固定されているものレベル調整、芯だし調整等を要するもの他の機械との関連性が少なく、単体で機能するもの
第4類	搬送・荷役機器等	7.5X	分解、組立をしなければ移動が不可能なものの構造が複雑又は特殊で、運動部分が多いもの通常、基礎及び架台等に固定されているもの精度の高いレベル調整、芯だし調整等を要するもの

注1 この工数歩掛のXは、機器等の1台当たり質量(t)（2次側の配線・配管・装置等の質量は除く。）とする。

注2 この工数には、機械基礎のアンカ溶接、さし筋、芯だし及び墨だし等に要する費用を含むものである。

注3 この工数には、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）に要する費用を含むものである。

注4 この工数には、2次側の配線・配管・装置等の据付に要する費用を含むものである。

二 作業環境による補正

据付工数は、施工現場の状況、作業環境及び施工条件等により、下表の作業区分に応じ、次の式により補正することができるものとする。

ただし、残地以外の土地を移転先とする場合は、原則として、悪環境における作業及び錯綜する場所における作業の補正はしないものとする。

（補正据付工数 = 据付工数 × (1 + 補正率)）

	作業区分	補正率	判断基準
危険作業	高所又は地下における作業	0.1	地表又は各階床面より5m以上の場所 地下2m以上の場所
	悪環境における作業	0.2	毒性ガスの発生する恐れのある場所 危険物、毒劇物を保管している場所 施工の作業性の悪い場所 （人力作業に限定される場所や傾斜地等）
錯綜場所	錯綜する場所における作業	0.3	機器回り、管廊等で特に錯綜する場所 （ボイラー室、機械室、監視室及び排水処理施設等で、機器等の設置に必要な作業用空間に多数の配管、配線、ダクト等が存する場合）

注1 作業区分欄の2以上の項目に該当する場合は、その該当する補正率を加算するものとする。

三 職種別構成

上記一により算出した据付工数は、その90%を設備機械工とし、10%を普通作業員とする。

(撤去工数)

第 6 機器等の撤去に要する工数は、様式第 6 による機械設備据付工数等計算書を用いて、次により算出するものとする。

撤去工数

機器等の撤去工数は、復元する場合と再築する場合に区分し、据付工数に次表の撤去費率を乗じて算出する。

(撤去工数 = 据付工数 × 撤去費率)

なお、第 5 二ただし書きの規定により作業環境の補正をしていない場合で、機器等の撤去に当たり、悪環境における作業又は錯綜する場所における作業となる場合の据付工数は、第 5 二で定める式により補正するものとする。

区 分	撤去費率
復元する場合 (又は中古品として処分する場合)	据付工数の 6 0 %
再築する場合	据付工数の 4 0 %

注 1 機器等を再築する場合等で、既存の機器等を中古品として処分することが可能な場合の撤去工数は、上記区分の「復元する場合」の撤去費率により算出するものとする。

(運搬台数)

第 7 機器等の運搬に要するトラック等の台数は、様式第 7 による機械設備運搬台数計算書を用いて、次により算出するものとする。

- 一 機器等の形状・寸法等 : 機械設備調査表に記載した形状・寸法、質量による。
- 二 機器等の面積 : 機器等の形状・寸法から面積を算出する。
- 三 質量基準運搬台数 : 機器等の質量を使用トラックの積載可能質量で除して算出する。
- 四 面積基準運搬台数 : 機器等の面積を使用トラックの積載可能面積で除して算出する。
- 五 認定運搬台数 : 質量基準運搬台数と面積基準運搬台数を比較し、数量が多い台数とする。

第5章 算 定

(算定内訳書)

第8 工事費の算定は、様式第1の機械設備調査表で作成した機器等ごとに様式第2～第4による機械設備算定内訳書及び様式第5による機械設備直接工事費明細書を用いて算定するものとする。

(据付費)

第9 据付費とは、機器等の各部組立、レベル合わせ、芯だし、据付完了後の単体試験（機器単体調整試験及び動作確認試験等）及び据付等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 据付労務費

据付労務費とは、据付工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、次の式により算定する。

（ 据付労務費 = 据付工数 × 労務単価（設備機械工又は普通作業員） ）

二 仮設費

仮設費とは、機器等の据付に当たって必要となる仮設材等の費用をいい、必要に応じて、積上げにより算定する。

（撤去費）

第10 撤去費とは、機器等の解体及び撤去等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 撤去労務費

撤去労務費とは、撤去工事を施工するに当たり直接従事する作業員に対して支払われる賃金をいい、機器等を再使用する場合と再使用しない場合に区分し、次の式により算定する。

（ 撤去労務費 = 撤去工数 × 労務単価（設備機械工又は普通作業員） ）

二 基礎撤去費

基礎撤去費とは、機器等の撤去完了後の機械基礎、基礎ピット等の解体及び撤去に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定する。

三 仮設費

仮設費とは、高所や地下、他と近接する等の条件がある機器等を撤去するに当たって必要となる仮設足場、防護工及び土留工等の設置に要する費用をいい、必要に応じて積上げにより算定する。

（機械基礎費）

第11 機械基礎費とは、機械基礎及び基礎ピット等の築造に要する費用をいい、機械基礎図等の図面に基づき積上げにより算定するものとする。

（運搬費）

第12 運搬費とは、機器等の輸送に要する費用をいい、原則として次の式により、算定するものとする。

（ 運搬費 = 認定運搬台数 × 運搬単価 ）

認定運搬台数は、第7（運搬台数）により算出した台数とし、運搬単価は、第2（数量計算書）により選定した積載質量（t）のトラック運搬費とする。

一 復元運搬費

復元運搬費とは、機器等を復元するに当たり現在地から移転先地までの輸送に要する費用をいう。

二 持込輸送費

持込輸送費とは、最寄りの機器製作工場等から移転先地までの機器等の輸送に要する費用をいう。

(直接経費)

第13 直接経費とは、機器等の据付け完了後に実施する総合試運転等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 総合試運転費

総合試運転費とは、製造工程等において複数の機器等が関連する場合に、運転開始後に円滑な運転管理が行えるよう一連の設備に実負荷をかけて総括的に一定期間(時間)運転し、各機器・設備間の連携運転による作業状況と総合的な機能の確認等に要する費用をいい、その目的、範囲、方法、内容及び期間等を考慮し、必要に応じて算定する。

なお、機器等の据付け完了後に実施する機器単体調整試験、動作確認試験及び別途電気設備工事で実施する組合せ試験等については、据付労務費に含むものとする。

二 電力料等

電力料等とは、単体試験及び総合試運転等の実施に必要な電気、水道、ガスの使用料並びに燃料費等をいい、必要に応じて算定する。

三 機械経費

機械経費とは、機器等の据付及び撤去工事に必要な工具、器具等の損料等をいい、次の式により算定する。

$$(\text{機械経費} = \text{据付労務費} \times \text{機械経費率} + \text{撤去労務費} \times \text{機械経費率})$$

機械経費率は、2%とする。

(補修費等)

第14 補修費等とは、機器等を復元する場合の、機器等の補修・整備に要する費用並びに補修等を行うに際し補足を要する材料・部品等の費用をいい、次の式により算定するものとする。

ただし、これによることが適当でない認められる場合は、その他適切な方法により算定することができるものとする。

$$(\text{補修費等} = \text{据付労務費} \times \text{補修費率} + \text{撤去労務費} \times \text{補修費率})$$

補修費率は、20%とする。

なお、補修費等には、機器等の塗装に要する費用は含まれないため、必要に応じて別途個別に算定し、加算することができるものとする。

(材料その他)

第15 材料その他とは、機器等の据付及び撤去工事の施工に当たり必要となるその他の費用をいい、必要に応じて算定するものとする。

(共通仮設費)

第16 共通仮設費は、通常必要と認められる運搬費、準備費及び安全費について、別表 - 2 共通仮設費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率)

なお、別表 - 2 共通仮設費率に含まれない事業損失防止施設費、役務費、技術管理費及び営繕費等の共通仮設費については、必要に応じて個別に算定し、加算することができるものとする。

(据付間接費)

第17 据付間接費は、据付工事部門等に係る労務管理費、事務用品費、交際費及び法廷福利費等をいい、次の式により算定するものとする。

(据付間接費 = 据付労務費中の設備機械工据付労務費 × 据付間接費率)

据付間接費率は、130%とする。

既存の機器等を再使用する場合に当たっては、撤去労務費中の設備機械工撤去労務費に据付間接費率を乗じて撤去労務費に係る据付間接費を計上するものとする。

なお、据付間接費は、諸経費に含まれる現場管理費の対象としないものとする。

(諸経費)

第18 諸経費は、別表 - 3 諸経費率表に基づき、次の式により算定するものとする。

(現場管理費 = 純工事費 × 現場管理費率)

(一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率)

ただし、この率により求めた諸経費が適切と認められない場合は、専門メーカー等から見積を徴するなど、その他適切な方法により算定することができるものとする。

(機器等購入費)

第19 新品の機器等の購入に要する費用をいい、機器等購入費は、当該製品メーカーの一般管理費等を含む販売価格とし、共通仮設費及び諸経費の対象としないものとする。

(売却価格)

第20 売却価格とは、機器等を再築又は復元する場合における既存の機器等の売却価格をいい、次の式により算定するものとする。

一 スクラップ(発生材)価格

(一) 鉄くず

ア 機器等：機器質量×鉄屑スクラップ価格(円/t)

イ その他構造物(鉄筋コンクリート造等の機械基礎を除く)：設計質量×80%×鉄屑スクラップ価格(円/t)

(二) 銅くず

ア 銅鋳物単体類：機器質量×銅屑スクラップ価格(円/kg)

イ 銅管、銅線類：設計質量×80%×銅屑スクラップ価格(円/kg)

なお、被覆銅線の処分に当たっては、ナゲット処理費(被覆物の処理に要する費用)を控除する。

二 中古品売却価格

中古品としての市場性があると認められる機器等の中古品売却価格は、原則としてその現在価格の50%を控除する。ただし、この規定により難しい場合は、専門メーカー等からの意見聴取等、その他適切な方法により当該機器等の売却価格を算定し、控除するものとする。

(廃材処分費)

第21 廃材処分費とは、機器等の撤去又は機械基礎の撤去等に伴い発生する廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、次の各号により算定するものとする。

一 廃材運搬費

廃材運搬費とは、撤去に伴い発生した廃材等の現在地から処分場までの輸送に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場までの運搬距離により算定する。

二 廃材処分費

廃材処分費とは、撤去に伴い発生した廃材等の処分又は処理等に要する費用をいい、廃材等の区分に応じた処分場の受入価格等により算定する。

(申請手数料・検査料等)

第22 機器等の復元又は再築に伴い必要となる各種法令上の許認可申請手数料及び検査料等は、必要に応じて個別に算定するものとする。

(リース機械)

第23 リース契約による機器等を復元又は再築するに当たっては、個々の契約内容(リース期間、リース料、物件の所有者、損害保険の内容、契約終了時の処置等)に応じて個別に算定するものとする。

別表 - 1

機械設備等標準耐用年数表

単位：年

01 食料品工業			
食肉又は食鳥処理加工設備	21	マカロニ類又は即席めん類製造設備	21
鶏卵処理加工又はマコネーズ製造設備	18	その他の乾めん、生めん又は強化米製造設備	23
市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備 (集乳設備を含む。)	21	砂糖製造設備	23
水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備	18	砂糖精製設備	30
つけ物製造設備	16	水あめ、ぶどう糖又はキャラメル製造設備	23
トマト加工品製造設備	18	パン又は菓子類製造設備	21
その他の果実又は野菜処理加工設備		荒茶製造設備	18
むろ内用バナナ熟成装置	14	再製茶製造設備	23
その他の設備	21	清涼飲料製造設備	23
かん詰又はびん詰製造設備	18	ビール又は発酵法による発ぼう酒製造設備	32
化学調味料製造設備	16	清酒、みりん又は果実酒製造設備	28
味そ又はしょう油(だしの素類を含む。)製造設備		その他の酒類製造設備	23
コンクリート製仕込そう	58	その他の飲料製造設備	28
その他の設備	21	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備(医薬用のものを除く。)	21
食酢又はソース製造設備	18	動植物油脂製造又は精製設備(マーガリン又はリンター製造設備を含む。)	28
その他の調味料製造設備	21	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	
精穀設備	23	結氷かん及び凍結さら	7
小麦粉製造設備	30	その他の設備	30
豆腐類、こんにゃく又は食ふ製造設備	18	発酵飼料又は酵母飼料製造設備	21
その他の豆類処理加工設備	21	その他の飼料製造設備	23
コーンスターチ製造設備	23	その他の食料品製造設備	37
その他の農産物加工設備		たばこ製造設備	18
粗製でん粉貯そう	58		
その他の設備	28		

02 繊維工業			
生糸製造設備		洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップベニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備	26
自動繰糸機	18	整経又はサイジング業用設備	26
その他の設備	26	不織布製造設備	23
繭乾燥業用設備	34	フェルト又はフェルト製品製造設備	26
紡績設備	26	鋼、網又はひも製造設備	26
合成繊維かさ高加工系製造設備	21	レース製造設備	
ねん糸業用又は糸(前号に掲げるものを除く。)製造業用設備	29	ラッセルレース機	31
織物設備	26	その他の設備	36
メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設備	26	塗装布製造設備	36
染色整理又は仕上設備		繊維製又は紙製衛生材料製造設備	23
圧縮用電極板	8	縫製品製造業用設備	18
その他の設備	18	その他の繊維製品製造設備	39

03 製材・木製品工業			
可搬式造林、伐木又は搬出設備		チップ製造業用設備	19
動力伐採機	7	単板又は合板製造設備	22
その他の設備	14	その他の木製品製造設備	24
製材業用設備		木材防腐処理設備	31
製材用自動送材装置	19		
その他の設備	29		

04 家具・建具工業			
金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備			
めっき又はアルマイト加工設備	18		
溶接設備	26		
その他の設備	34		

05 紙・紙加工品工業			
バルブ製造設備	28	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備	28
手すき和紙製造設備	16	その他の紙製品製造設備	23
丸網式又は短網式製紙設備	28	枚葉紙樹脂加工設備	21
長網式製紙設備	32	セロファン製造設備	21
ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備	28	繊維板製造設備	30

06 印刷・製本業			
日刊新聞紙印刷設備		金属板その他の特殊物印刷設備	21
モノタイプ、写真又は通信設備	10	製本設備	19
その他の設備	21	写真製版業用設備	13
印刷設備	19	複写業用設備	11
活字鋳造業用設備	21		

07 化学工業			
アンモニア製造設備	22	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備	22
硫酸又は硝酸製造設備	19	ビニールエーテル製造設備	19
溶成りん肥製造設備	19	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備	17
その他の化学肥料製造設備	24	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール、ホリエチレングリコール又はホリアロピレングリコール製造設備	19
配合肥料その他の肥料製造設備	31	スチレンモノマー製造設備	22
ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備(塩素処理設備を含む。)	17	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備	19
硫酸ソーダ、水酸化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備	17	アルギン酸塩製造設備	24
その他のソーダ塩又はカリ塩製造設備	22	フルフラル製造設備	26
金属ソーダ製造設備	24	セルロイド又は硝化綿製造設備	24
アンモニウム塩(硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。)製造設備	22	酢酸繊維素製造設備	19
炭酸マグネシウム製造設備	17	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備	24
苦汁製品又はその誘導体製造設備	19	その他の有機薬品製造設備	29
軽質炭酸カルシウム製造設備	19	塩化ビニレン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ホリエチレンテレフタレート系樹脂、ふっ素樹脂又はけい素樹脂製造設備	17
カーバイド製造設備(電極製造設備を除く。)	22	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備	19
硫酸鉄製造設備	17	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備	22
その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備	22	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備	19
臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備		レーヨン系又はレーヨンスタープル製造設備	22
よう素用坑井設備	7	酢酸繊維製造設備	19
その他の設備	17	合成繊維製造設備	17
ふっ酸その他のふっ素化合物製造設備	14	石けん製造設備	22
塩化りん製造設備	12	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備	22
りん酸又は硫化りん製造設備	17	合成洗剤又は界面活性剤製造設備	17
りん又はりん化合物製造設備	24	ビタミン剤製造設備	14
べんがら製造設備	14	その他の医薬品製造設備(製剤又は小分包装設備を含む。)	17
鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備	26	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備	19
酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設備	22	産業用火薬類(花火を含む。)製造設備	17
無水クロム酸製造設備	17	その他の火薬類製造設備(弾薬装てん又は組立設備を含む。)	14
その他のクロム化合物製造設備	22	塗料又は印刷インキ製造設備	22
二酸化マンガン製造設備	19	その他のインキ製造設備	31
ほう酸その他のほう素化合物製造設備	24	染料又は顔料製造設備	17
青酸製造設備	19	抜染剤又は漂白剤製造設備	17
硝酸銀製造設備	17	試薬製造設備	17
二硫化炭素製造設備	19	合成樹脂用可塑剤製造設備	19
過酸化水素製造設備	24	合成樹脂用安定剤製造設備	17
ヒドラジン製造設備	17	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備	19
酸素、水素、二酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備	24	つや出し剤、研磨油剤又は乳化油剤製造設備	26
加圧式又は真空式製塩設備	24	接着剤製造設備	22

その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備		トール油精製造設備	17
合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜	7	りゅう脳又はしょう脳製造設備	22
その他の設備	17	化粧品製造設備	22
活性炭製造設備	14	ゼラチン又はにかわ製造設備	14
その他の無機化学薬品製造設備	29	写真フィルムその他の写真感光材料(銀塩を使用するものに限る。)製造設備	19
石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備	19	磁気テープ製造設備	14
染料中間体製造設備	17	化工でん粉製造設備	24
アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備	19	活性白土又はシリカゲル製造設備	24
カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸(テレフタル酸ジメチルを含む。)製造設備	17	選鉱剤製造設備	22
イソシアネート類製造設備	17	電気絶縁材料(マイカ系を含む。)製造設備	29
炭化水素の塩化物、臭化物又はふっ化物製造設備	17	カーボンブラック製造設備	19
メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備	22	その他の化学工業製品製造設備	31
その他のアルコール又はケトン製造設備	19	石油精製設備(廃油再生又はグリース類製造設備を含む。)	19
アセトアルデヒド又は酢酸製造設備	17	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備	34
シクロヘキシルアミン製造設備	17	ピッチコークス製造設備	17
アミン又はメラミン製造設備	19	練炭、豆炭類、オガライト(オガタンを含む。)又は炭素粉末製造設備	19
ぎ酸、しゅう酸、乳酸、酒石酸(酒石酸塩類を含む。)、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備	19	その他の石油又は石炭製品製造設備	34

08 ゴム製品製造業			
タイヤ又はチューブ製造設備	26	糸ゴム製造設備	23
再生ゴム製造設備	26	その他のゴム製品製造設備	26
フォームラバー製造設備	26		

09 皮革製品製造業			
製革設備	23	その他の革製品製造設備	29
機械くつ製造設備	21		

10 窯業			
板ガラス製造設備(みがき設備を含む。)	35	セメント製造設備	33
その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む。)		生コンクリート製造設備	23
るつぼ炉及びびータンク炉	8	セメント製品(気ほうコンクリート製品を含む。)製造設備	
溶解炉	33	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備	18
その他の設備	23	その他の設備	30
陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備		石灰又は苦石灰製造設備	20
倒炎がま:塩融式のもの	8	石こうボード製造設備	
倒炎がま:その他のもの	13	焼成炉	13
トンネルがま	18	その他の設備	30
その他の炉	20	ほうろう鉄器製造設備	
その他の設備	30	るつぼ炉	8
炭素繊維製造設備		その他の炉	18
黒鉛化炉	10	その他の設備	30
その他の設備	25	石綿又は石綿セメント製品製造設備	30
その他の炭素製品製造設備		岩綿(鉱さい繊維を含む。)又は岩綿製品製造設備	30
黒鉛化炉	10	石工品又は擬石製造設備	30
その他の設備	30	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	
人造研削材製造設備		トンネルがま	30
溶融炉	13	その他の炉	25
その他の設備	23	その他の設備	38
研削と石又は研摩布紙製造設備			
加流炉	20		
トンネルがま	18		
その他の焼成炉	13		
その他の設備	25		

11 非鉄金属工業			
銅、鉛又は亜鉛精錬設備	25	チタニウム造塊設備	28
アルミニウム精錬設備	34	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備	34
ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガ ン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属精錬設備	20	非鉄金属鋳物製造業用設備	
ニッケル、タングステン又はモリブデン精錬設備	28	ダイカスト設備	22
その他の非鉄金属精錬設備	34	その他の設備	28

12 鋳鍛造製造業			
製鉄設備	31	鉄鋼鍛造業用設備	26
純鉄又は合金鉄製造設備	22	鋼鋳物又は鋳鉄鋳物製造業用設備	22
製鋼設備	31	金属熱処理業用設備	22
連続式鋳造鋼片製造設備	26	その他の鉄鋼業用設備	33
鉄鋼熱間圧延設備	31	電線又はケーブル製造設備	22
鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備	31	光ファイバー製造設備	18
鋼管製造設備	31	金属粉末又ははく(圧延によるものを除く。)製造設備	18
鉄鋼伸線(引き抜きを含む。)設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設 備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備	24	粉末冶金製品製造設備	22
鉄くず処理業用設備	15		

13 金属製品工業			
鋼索製造設備	29	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはく加工設備	
鎖製造設備	26	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15
溶接棒製造設備	24	その他の設備	24
くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備	26	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類製造設備	26
ねじ製造業用設備	22	農業用機具製造設備	26
溶接金網製造設備	24	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備	24
その他の金網又は針金製品製造設備	31	鋼製構造物製造設備	29
縫針又はミシン針製造設備	29	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	
押しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備	24	めっき又はアルマイト加工設備	15
その他の金属製容器製造設備	31	その他の設備	26
電気銅めっき鉄板製造設備	26	核燃料物質加工設備	24
その他のめっき又はアルマイト加工設備	15	その他の金属製品製造設備	33
金属塗装設備			
脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	15		
その他の設備	20		

14 機械器具製造業			
ボイラー製造設備	28	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	23
エンジン、タービン又は水車製造設備	25	産業用ロボット製造設備	25
農業用機械製造設備	28	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備	30
建設機械、鉱山機械又は原動機付車両製造設備	25	事務用機器製造設備	25
金属加工機械製造設備	23	食品用、暖ちゅう房用、家庭用又はサービス用機器(電気機器を除く。)製造設備	30
鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備	28	産業用又は民生用電気機器製造設備	25
機械工具、金型又は治具製造業用設備	23	銃弾製造設備	23
繊維機械(ミシンを含む。)又は同部分品若しくは附属品製造設備	28	銃砲、爆発物又は信管、薬きょうその他の銃砲用品製造設備	28
風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備	28	自動車分解整備業用設備	30
冷凍機製造設備	25	上記以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備	32
玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備	23	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備	32

15 電気機械器具製造設備			
電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品製造設備	28	抵抗器又は蓄電器製造設備	25
光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	17	プリント配線基板製造設備	17
交通信号保安機器製造設備	34	フェライト製品製造設備	25
電球、電子管又は放電灯製造設備	22	電気機器部分品製造設備	34
半導体集積回路(素子数が500以上のものに限る。)製造設備	14	乾電池製造設備	25
その他の半導体素子製造設備	20	その他の電池製造設備	34

16 輸送機械製造設備			
自動車製造設備	22	鋼船製造又は修理設備	26
自動車車体製造又は架装設備	24	木船製造又は修理設備	29
鉄道車両又は同部分品製造設備	26	船用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	
車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備(ミッション又はクラッチ製造設備を含む。)	22	鋳造設備	22
車両用ブレーキ製造設備	24	その他の設備	26
その他の車両部分品又は附属品製造設備	26	航空機若しくは同部分品(エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。)製造又は修理設備	22
自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備		その他の輸送用機器製造設備	29
めっき設備	15		
その他の設備	26		

17 精密機械器具製造業			
試験機、測定器又は計量機製造設備	26	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備	24
医療用機器製造設備	29	ウォッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備	24
理化学用機器製造設備	26	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フィルム用スプール製造設備	29

18 その他製造業			
楽器製造設備	28	真空蒸着処理業用設備	20
レコード製造設備		マッチ製造設備	33
吹込設備	20	コルク又はコルク製品製造設備	35
その他の設備	30	つりざお又は附属品製造設備	33
がんに製造設備		墨汁製造設備	20
合成樹脂成形設備	23	ろうそく製造設備	18
その他の設備	28	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備	30
万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備	28	畳表製造設備	
ボールペン製造設備	25	織機、い草選別機及びい割機	13
鉛筆製造設備	33	その他の設備	35
絵の具その他の絵画用具製造設備	28	畳製造設備	13
身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備		その他のわら工品製造設備	20
製鎖加工設備	20	木ろう製造又は精製設備	30
その他の設備	30	松脂その他樹脂の製造又は精製設備	28
前掲の区分によらないもの	28	蚕種製造設備	
ボタン製造設備	23	人工ふ化設備	20
スライドファスナー製造設備		その他の設備	25
自動歯成形又はスライダ製造機	18	真珠、寶石又は半寶石加工設備	18
自動歯植付機	13	水産物養殖設備	
その他の設備	28	竹製のもの	5
合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備	20	その他のもの	10
発ぼうポリウレタン製造設備	20	漁ろう用設備	18
繊維壁材製造設備	23	前掲以外の製造設備	38
歯科材料製造設備	30		

19 燃料販売業			
石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯蔵を除く。)	36	液化石油ガスソリスタンド設備	22
洗車業用設備	28	機械式駐車設備	42
ガスソリスタンド設備	22		

20 その他の産業			
クリーニング設備	18	蓄電池電源設備	15
故紙梱包設備	18	フライアッシュ採取設備	33
火葬設備	40	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備(ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。)	25
天然色写真現像焼付設備	15	ガス事業用供給設備	
その他の写真現像焼付設備	20	ガス導管: 鑄鉄製のもの	55
種苗花き園芸設備	25	ガス導管: その他のもの	33
砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設備	20	需要者用計量器	33
砂鉄鉱業設備	20	その他の設備	38
金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	上水道又は下水道業用設備	30
石炭鉱業設備(架空索道設備を含む。)		国内電気通信事業用設備	
採掘機械及びコンベヤ	13	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
その他の設備	23	アナログ交換設備	40
前掲の区分によらないもの	20	その他の設備	23
石油又は天然ガス鉱業設備		国際電気通信業用設備	
坑井設備	8	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	15
掘さく設備	13	アナログ交換設備	40
その他の設備	30	その他の設備	18
天然ガス圧縮処理設備	25	ラジオ又はテレビジョン放送設備	15
硫黄鉱業設備(精錬又は架空索道設備を含む。)	15	その他の通信設備(給電用指令設備を含む。)	23
その他の非金属鉱業設備(架空索道設備を含む。)	23	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	
鋼索鉄道又は架空索道設備		引湯管	13
鋼索	8	その他の設備	23
その他の設備	30	公衆浴場設備	
電気事業用水力発電設備	55	かま、温水器及び温かん	8
その他の水力発電設備	50	その他の設備	20
汽力発電設備	38	遊園地用遊戯設備(原動機付のものに限る。)	23
内燃力又はガスタービン発電設備	38	ボート用設備	
送電又は電気事業用変電若しくは配電設備		レーン	13
需要者用計器	38	その他の設備	25
柱上変圧器	45	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
その他の設備	55	主として金属製のもの	43
鉄道又は軌道事業用変電設備	50	その他のもの	20
列車遠隔又は列車集中制御設備	30		

別表 - 2

共通仮設費率；下表の直接工事費に対応した率とする。

共通仮設費率表（機械設備）

直接工事費 （百万円）	共通仮設費率 （ % ）	直接工事費 （百万円）	共通仮設費率 （ % ）
3 以下	12.88	50 をこえ 55 以下	6.67
3 をこえ 4 以下	12.36	55 をこえ 60 以下	6.51
4 をこえ 6 以下	11.22	60 をこえ 70 以下	6.42
6 をこえ 8 以下	10.25	70 をこえ 80 以下	6.21
8 をこえ 10 以下	9.58	80 をこえ 90 以下	6.02
10 をこえ 12 以下	9.27	90 をこえ 100 以下	5.87
12 をこえ 14 以下	8.89	100 をこえ 120 以下	5.68
14 をこえ 16 以下	8.64	120 をこえ 140 以下	5.51
16 をこえ 18 以下	8.39	140 をこえ 160 以下	5.38
18 をこえ 20 以下	8.21	160 をこえ 180 以下	5.22
20 をこえ 22 以下	8.00	180 をこえ 200 以下	5.10
22 をこえ 24 以下	7.88	200 をこえ 300 以下	4.90
24 をこえ 26 以下	7.76	300 をこえ 400 以下	4.54
26 をこえ 28 以下	7.61	400 をこえ 500 以下	4.27
28 をこえ 30 以下	7.50	500 をこえるもの	4.13
30 をこえ 35 以下	7.39		
35 をこえ 40 以下	7.12		
40 をこえ 45 以下	6.95		
45 をこえ 50 以下	6.81		

注) 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

本表の率を適用する直接工事費は、原則として、一発注（据付費＋撤去費＋基礎費等）を単位として算定した額とする。

本表の共通仮設費率に含まれる費目とその内容は、以下のとおり。

運搬費	現場内における敷地内倉庫又は仮置場から据付現場までの運搬に要する費用 a. 機器及び材料の運搬 b. 仮設材料の運搬
準備費	工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用 完成時の清掃及び跡片付け費用
安全費	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 不稼働日の保安要員等の費用 安全用品等の費用 安全委員会等に要する費用 標示板、標識、保安灯、防護柵、バリード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料

別表 - 3

現場管理費率 ; 純工事費 (直接工事費 + 共通仮設費) に対応した率とする。

一般管理費等率 ; 工事原価 (純工事費 + 据付間接費 + 現場管理費) に対応した率とする。

諸経費率表 (機械設備)

純工事費 (百万円)	現場管理費率 (%)	工事原価 (百万円)	一般管理費等率 (%)
3 以下	30.01		
3 をこえ 4 以下	29.79	5 以下	16.03
4 をこえ 6 以下	29.29	5 をこえ 6 以下	15.96
6 をこえ 8 以下	28.83	6 をこえ 8 以下	15.80
8 をこえ 10 以下	28.49	8 をこえ 10 以下	15.63
10 をこえ 12 以下	28.22	10 をこえ 12 以下	15.50
12 をこえ 14 以下	27.99	12 をこえ 14 以下	15.39
14 をこえ 16 以下	27.80	14 をこえ 16 以下	15.29
16 をこえ 18 以下	27.64	16 をこえ 18 以下	15.21
18 をこえ 20 以下	27.49	18 をこえ 20 以下	15.13
20 をこえ 22 以下	27.36	20 をこえ 22 以下	15.07
22 をこえ 24 以下	27.25	22 をこえ 24 以下	15.01
24 をこえ 26 以下	27.14	24 をこえ 26 以下	14.95
26 をこえ 28 以下	27.04	26 をこえ 28 以下	14.90
28 をこえ 30 以下	26.95	28 をこえ 30 以下	14.85
30 をこえ 35 以下	26.80	30 をこえ 35 以下	14.77
35 をこえ 40 以下	26.62	35 をこえ 40 以下	14.68
40 をこえ 45 以下	26.46	40 をこえ 45 以下	14.59
45 をこえ 50 以下	26.32	45 をこえ 50 以下	14.52
50 をこえ 55 以下	26.20	50 をこえ 55 以下	14.45
55 をこえ 60 以下	26.08	55 をこえ 60 以下	14.39
60 をこえ 70 以下	25.93	60 をこえ 70 以下	14.31
70 をこえ 80 以下	25.76	70 をこえ 80 以下	14.21
80 をこえ 90 以下	25.61	80 をこえ 90 以下	14.13
90 をこえ 100 以下	25.47	90 をこえ 100 以下	14.06
100 をこえ 120 以下	25.29	100 をこえ 120 以下	13.96
120 をこえ 140 以下	25.09	120 をこえ 140 以下	13.84
140 をこえ 160 以下	24.92	140 をこえ 160 以下	13.75
160 をこえ 180 以下	24.78	160 をこえ 180 以下	13.67
180 をこえ 200 以下	24.65	180 をこえ 200 以下	13.59
200 をこえ 300 以下	24.47	200 をこえ 300 以下	13.49
300 をこえ 400 以下	23.94	300 をこえ 400 以下	13.18
400 をこえ 500 以下	23.66	400 をこえ 500 以下	13.01
500 をこえるもの	23.54	500 をこえるもの	12.94
$Y = 60.95 X^{-0.0475}$ Y : 現場管理費率 (%) X : 純工事費 (円)		$Y = -1.5434 \text{Log} X + 26.368$ Y : 一般管理費等率 (%) X : 工事原価 (円)	

注) 本表の率によって算出した額が、それぞれの欄の前欄において算出した額の最高額に達しないときは、その最高額まで増額することができる。

本表の率を適用する純工事費又は工事原価は、原則として、一発注 (据付費 + 撤去費 + 基礎費等) を単位として算定した額とする。

機械設備調査表

機械設備の所在地		調査年月日	調査者	整理番号	
機械設備の所有者の氏名又は名称	機械設備所有者の住所又は主たる事業所の所在地			業種区分 (産業分類)	
製造(加工)工程 (当該工場における製品等の製造、加工又は販売等の工程及び運物等の配置との関係が複雑な場合は、製造、加工等行う製品ごとに第11条の「製造工程図」及び第12条の「動線配置図」を作成する。)					
稼動状況等					
法令の適合性等					
その他の					

機械設備直接工事費明細書

番号	機械名
----	-----

項目	内 訳	仕 様	単 位	単 価	復 元		再 築		備 考
					数量	金額	数量	金額	
据 付	据付費								
	設備機械工		人						
	普通作業員		人						
	(据付労務費計)	= a							
	仮設費		式						
	機械基礎費		式						
	基礎ポルト		本						
	復元運搬費		台						
	持込輸送費		台						
	直接経費		式						
撤 去	総合試運転費		式						
	電力料等	x Hr	KWH						
	機械経費	a x 2%	式						
	復元のみ	a x 20%	式						
	補修費等		式						
	材料その他		式						
直接工事費(据付) 計									
撤 去	撤去費								
	設備機械工		人						
	普通作業員		人						
	(撤去労務費計)	= b							
	仮設費		式						
	基礎撤去費		式						
	直接経費		式						
	機械経費	b x 2%	式						
	補修費等	b x 20%	式						
	復元のみ		式						
材料その他		式							
直接工事費(撤去) 計									

〔 2 〕 島根県公共測量作業規定

島根県公共測量作業規定（国土交通大臣承認平成20年8月15日付け国国地発第371号）による

島根県HP掲載：「県土づくり」 - 「技術管理」 - 「技術管理情報」

- 「島根県測量作業規程」 - 「島根県公共測量作業規程」

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sagyoukitei/koukyousokuryou/

